

第 1 章 平成 26 年財政検証及びオプション試算の概要

第 1 節 国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

第 2 節 平成 26 年財政検証

第 3 節 オプション試算

第1節

国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1) 公的年金の意義

① 人生の様々なリスクに備える機能

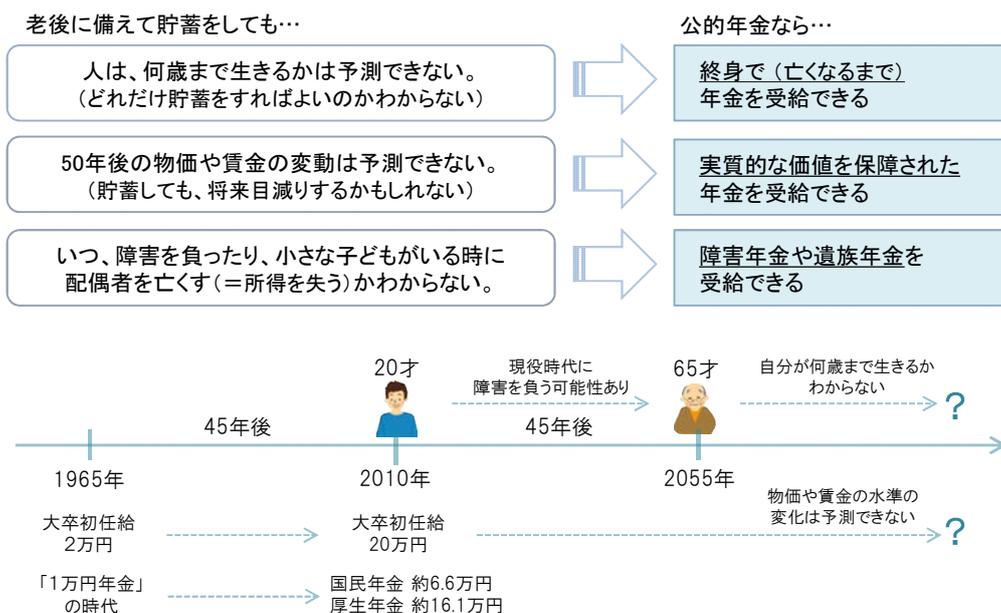
公的年金は、人生における様々なリスクに備える機能を有する。

引退後の老後の生活のために現役時代に備えておく必要があるが、事前に何歳まで生きるか分からないし、数十年先の老後の物価水準や生活水準がどうなっているかも事前には分からない。公的年金は、終身にわたって年金が受け取れる仕組みにより、各人の必要な期間に応じて年金を受給できる。また、賃金スライドや物価スライドの仕組みにより、物価や賃金の変動したとしても実質的に価値のある年金を受給できる仕組みとなっている。

さらに、公的年金には万一、障害を負った場合や小さい子供を残して死亡した場合に備えて、障害年金や遺族年金も用意されている。

これらの機能は、貯蓄にはない保険の機能であり、社会全体の支え合いの仕組みにより、人生における様々なリスクに備えているのである。

第1-1-1図 公的年金の意義①

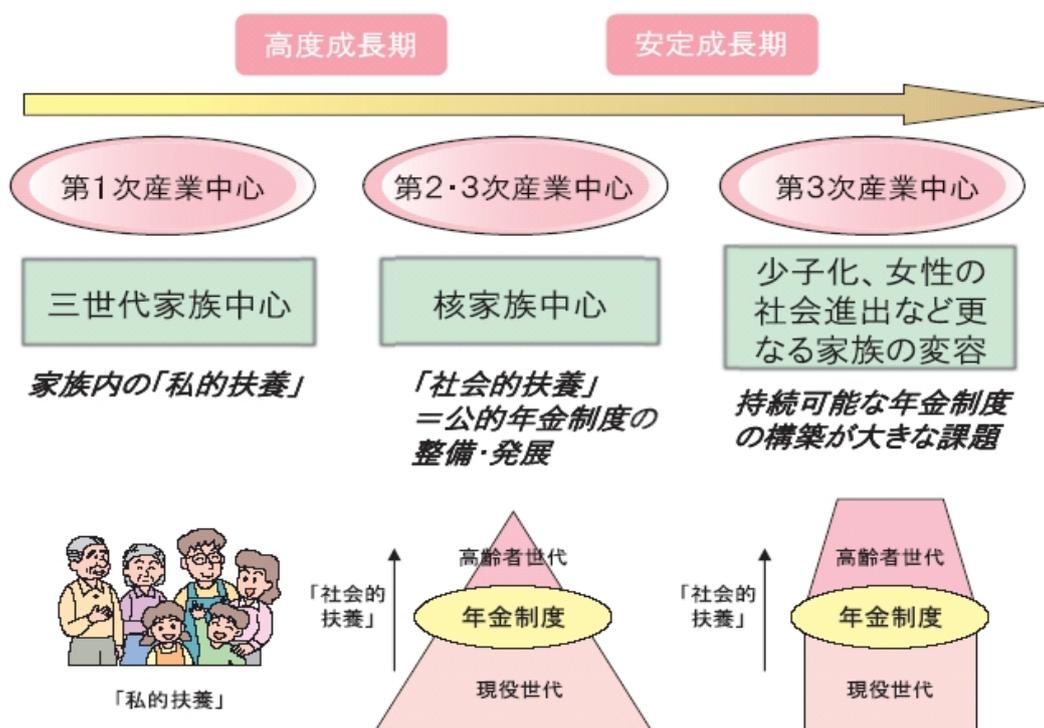


② 社会全体で高齢者を支える社会的扶養

我が国の公的年金制度は、昭和17年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、昭和36年の国民年金制度（拠出制）の創設により国民皆年金が整い、その後、経済発展を反映した給付改善を行う中で、充実した制度に発展してきた。

公的年金制度がなかった時代、または未成熟であった時代は、高齢となった親の扶養は、家族内等の「私的扶養」を中心として行われてきたが、我が国の産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきた中で、従来のように私的扶養だけで親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となってきた。公的年金制度は、こうした高齢者の「社会的扶養」を基本とした仕組みである。

第1-1-2図 公的年金の意義②



③ 高齢者の扶養の負担を均等化

社会的扶養は、現役世代の間で高齢者の扶養の負担を均等化する機能も有する。平均寿命が伸長するなかで、子供が引退して年金受給を開始した後も両親が長生きしていることも珍しくない。このような場合、私的扶養では孫世代が両親だけでなく祖父母の扶養までの負うことになり、特に一人っ子だった場合は重い負担となる恐れがある。逆に、高齢者からみた場合、子供に不幸にも先

立たれた場合などには、私的扶養を前提にしていると困難な状況となってしまう。

このように私的扶養は、高齢者の扶養負担に偏りが生じたり、高齢者を支える者がいなくなってしまうなどのリスクがある。社会的扶養の仕組みである公的年金は、このような私的扶養のリスクに対しても社会全体の支え合いにより備えているのである。

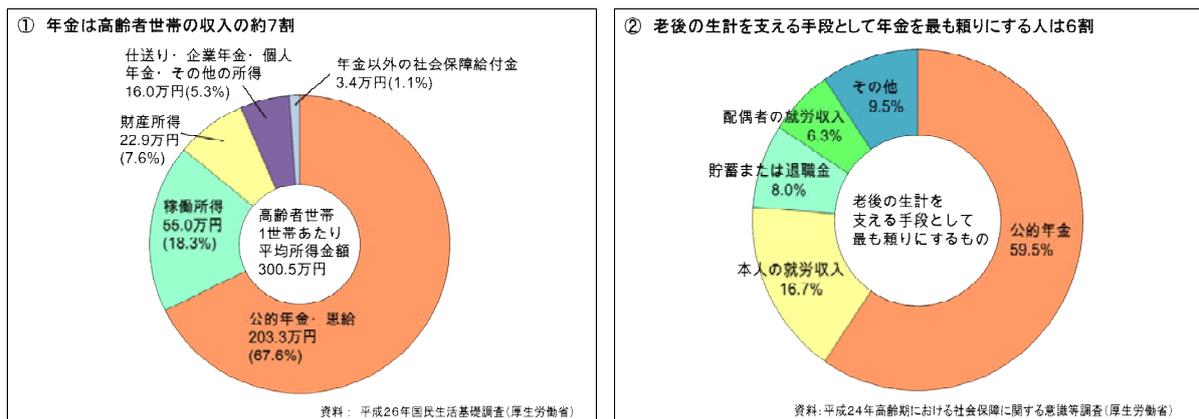
(2) 公的年金の役割

現在の高齢者の状況を見ると、高齢者世帯の収入の7割を公的年金・恩給が占めており、6割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給となっている。また、現役世代の6割は、高齢期の生活設計について公的年金を中心に考えている。

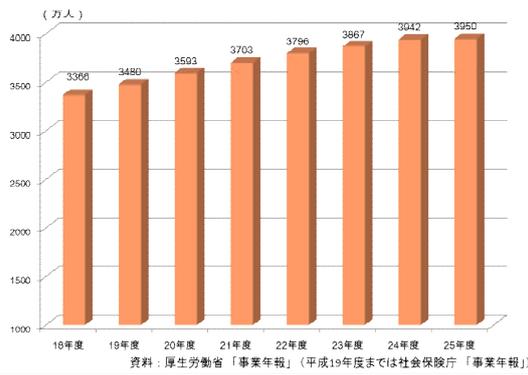
このように、公的年金制度は、高齢期の生活のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしており、現役世代にとっても、公的年金によって、親の経済的な生活の心配をすることなく安心して暮らすことができるようになっている。

また、年金が家計消費の2割を占める地域もあるなど、我が国の経済を支える役割も大きい。

第1-1-3図 公的年金の役割



③ 国民の4人に1人が年金を受給



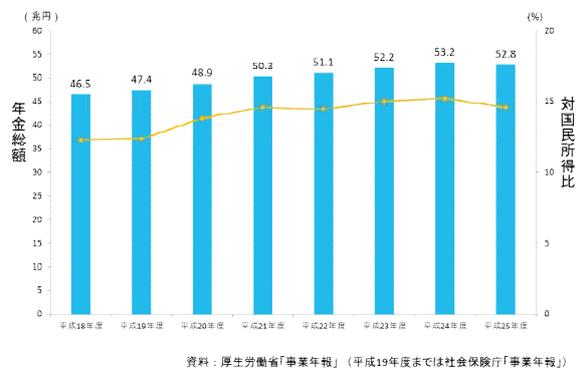
④ 地域経済を支える役割（家計消費の2割が年金の地域も）

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出
島根県 (30.9%)	18.0%	24.9%
鳥取県 (28.2%)	17.5%	20.7%
高知県 (31.1%)	17.4%	19.2%
秋田県 (31.6%)	16.4%	18.5%
山口県 (30.2%)	16.0%	22.0%
奈良県 (26.7%)	15.9%	20.8%
山形県 (29.1%)	15.5%	19.4%

資料：高齢化率：総務省「人口推計」（平成26年）
 都道府県別年金総額：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」（平成23年度）
 をもとに作成（厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額）
 県民所得・家計最終消費支出：内閣府「県民経済計算」（平成23年度）

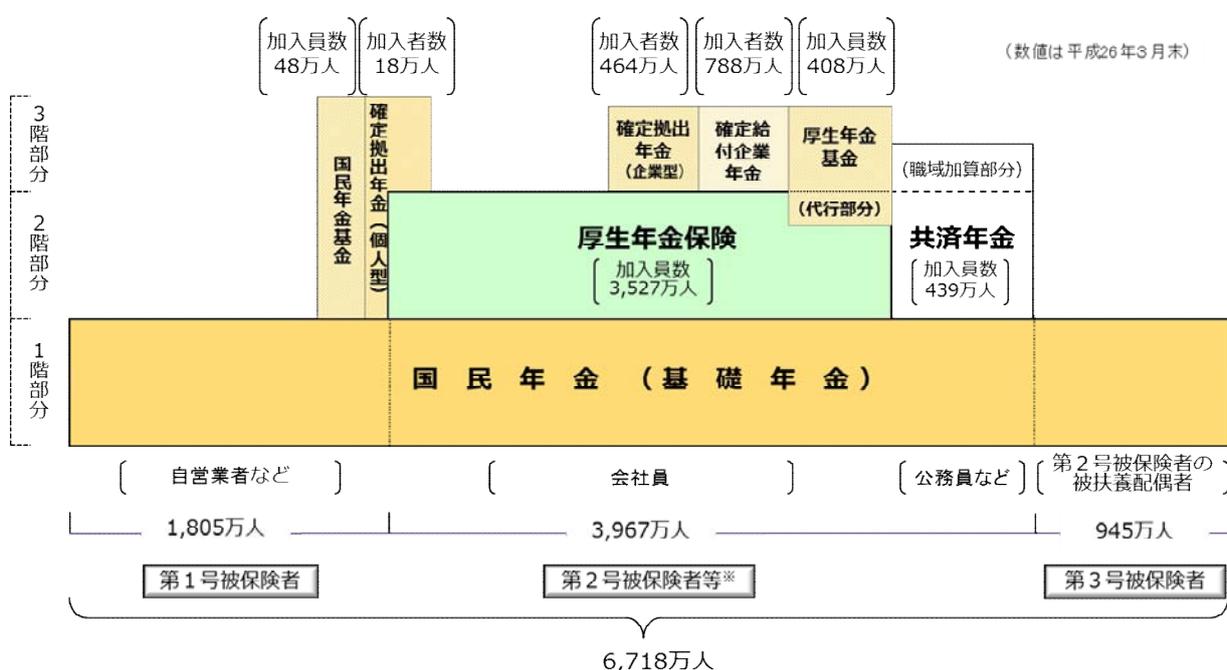
⑤ 年金総額は52.8兆円。対国民所得比14.6%



(3) 制度体系

我が国の公的年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けることとなる。民間被用者や公務員は、これに加えて厚生年金（共済年金）に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受け取ることとなり、加えて、個人や企業の選択により、企業年金などの私的年金に加入することができる。なお、公務員が加入する共済年金は、平成27年10月に厚生年金に一元化されることとなっており、今回の財政検証では、国民年金及び一元化された厚生年金について財政検証を実施した。

第1-1-4図 年金制度の体系図



※厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金（企業型）にも加入できる。
 ※国民年金基金の加入者は確定拠出年金（個人型）にも加入できる。
 ※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）
 ※共済年金は、平成27年10月に厚生年金へ一元化され、同時に公的年金としての職域加算部分は廃止される。

2. 年金制度を取り巻く社会・経済状況

(1) 少子高齢化の状況

我が国の合計特殊出生率は、昭和50(1975)年に2.0を下回り長期的に低下傾向にあったが、平成17(2005)年の1.26を底に近年は回復傾向にあり、平成26(2014)年は1.42となっているが、長期的に人口を維持できる水準を大きく下回っている。

一方、平均寿命は、戦後、公衆衛生の改善や医療の進歩等により、長期的に上

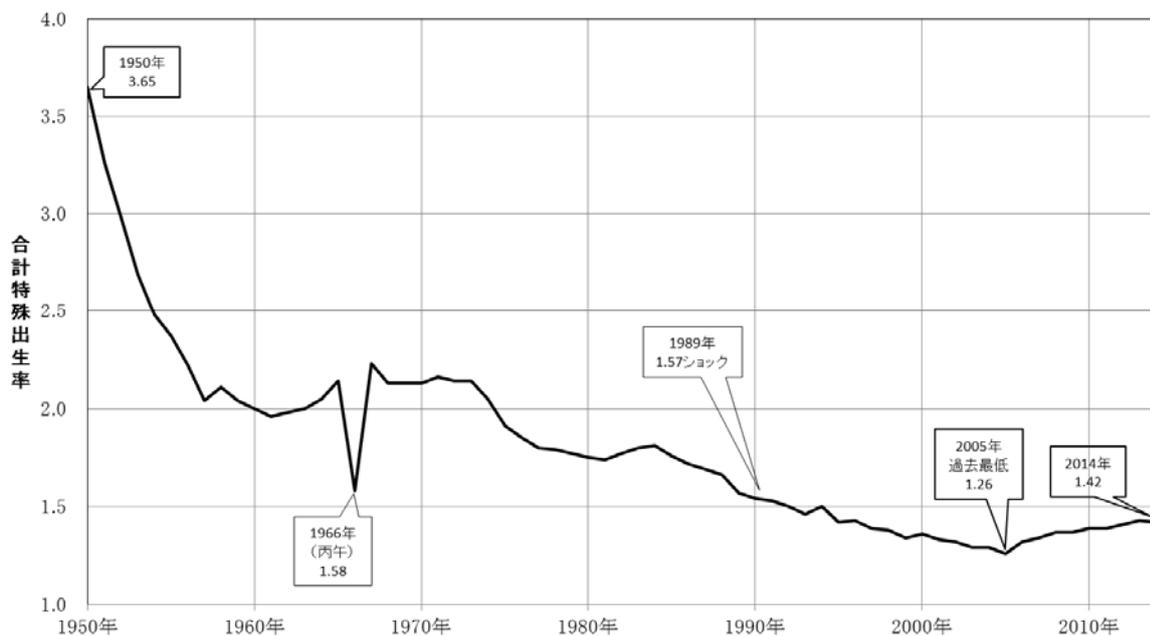
昇傾向にあり、平成 26 年の平均寿命は男性 80.50 年、女性 86.83 年となった。

この長期的な低出生率と平均寿命の伸びにより、我が国の少子高齢化は急激に進展しており、全人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は平成 22(2010)年に 23.0%と世界最高水準となっている。

今回の財政検証は、平成 22 年国勢調査の結果に基づいた直近の人口推計である平成 24 年 1 月発表の「日本の将来推計人口」をベースとして推計を行っている。この中位推計（出生中位、死亡中位）によると、すでに世界最高水準に高齢化が進んでいる我が国の人口構成は今後もより一層高齢化が進む見通しとなっており、全人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）で見た場合、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる平成 52(2040)年には 36.1%、さらに平成 72(2060)年には 39.9%にまで達すると見込まれている。

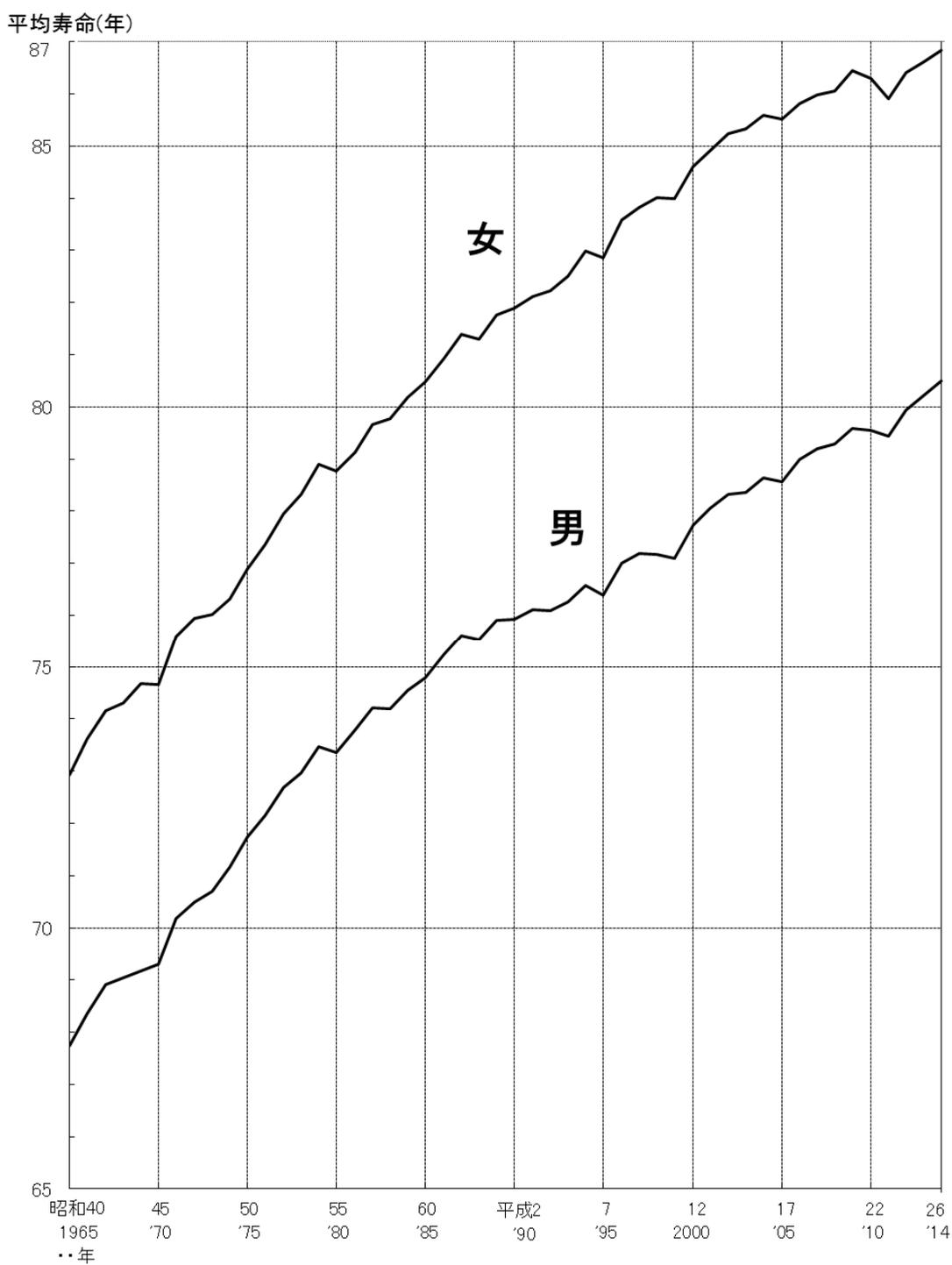
財政検証では、こうした人口構成の変化を踏まえた上で、おおむね 100 年間における財政収支の見通しを作成している。

第 1 - 1 - 5 図 合計特殊出生率の推移



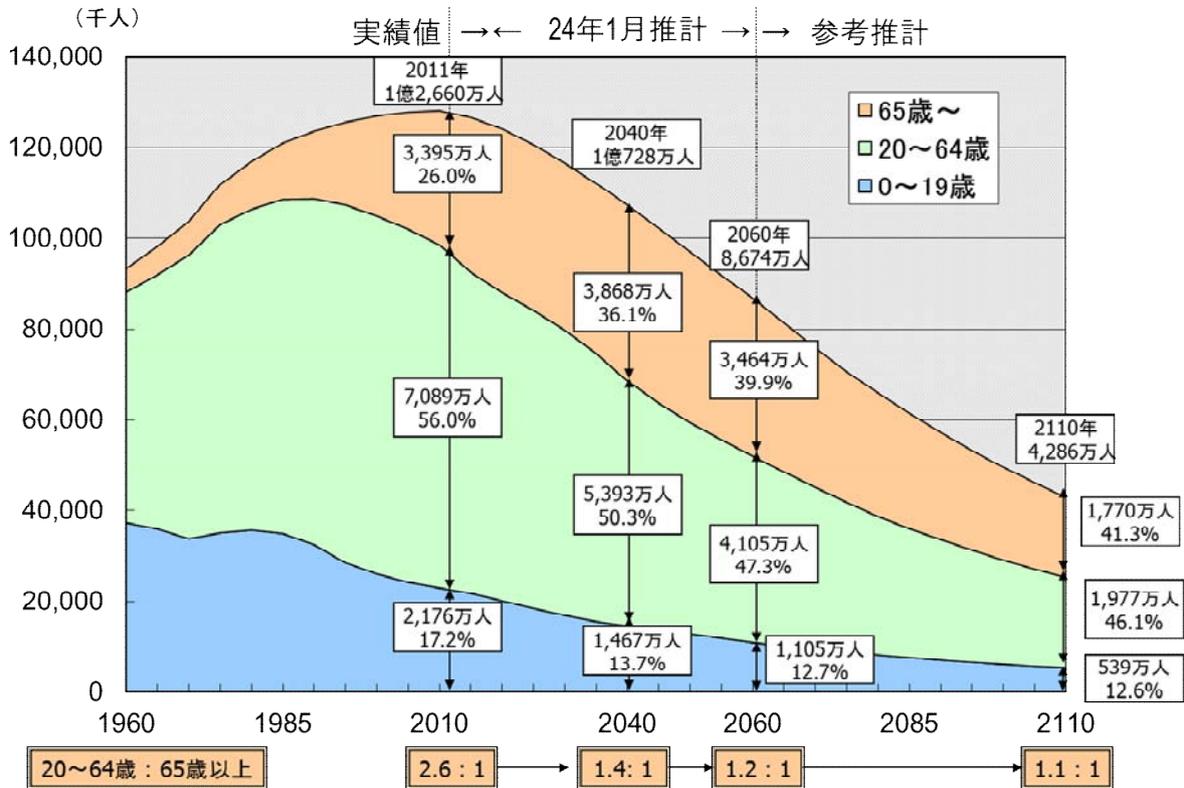
(資料) 平成 26 年人口動態調査 (厚生労働省)

第1-1-6図 平均寿命の推移



(資料) 平成26年簡易生命表(厚生労働省)

第1-1-7図 年齢区分別人口の推移
 —平成24年1月「日本の将来推計人口」出生中位（死亡中位）—



(2) 経済の状況

我が国の経済は、バブル崩壊後長く低迷が続いており、物価や賃金も横ばい又は低下が続いてきた。この結果、平成16年改正によりマクロ経済スライドと呼ばれる給付水準を調整する仕組みを導入したが、物価や賃金が伸びるときに発動する仕組みであったため、導入されてから10年たっても1度も発動されず、年金財政の均衡を図るために不可欠な給付水準調整が遅れることとなっている。

しかしながら、現在、政府は日本経済の再生に全力で取り組んでいるところであり、平成25年後半から物価は上昇基調、平成26年度は賃金にも伸びがみられる等、明るい兆しも見えてきているところである。

一方、年金財政は長期的な観点から運営されるべき性格のものであり、財政検証で用いる経済前提の設定に当たっては、長期的な視点で将来の労働力の減少なども踏まえ、客観的、専門的な議論により設定されるべきである。また、将来の経済は不確実であり正確に予測することはできないことから、幅のある複数の前提を設定すべきである。

今回の財政検証の経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成される公開の専門委員会（「年金財政に

おける経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」)を設置し、2年半、17回にわたり、専門的・技術的な事項について議論を経たうえで取りまとめられた検討結果の報告(平成26年3月12日)に基づいて設定したところである。

3. 平成16年改正で導入された年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の年金財政の枠組みは、平成16年改正により従前とは大きく異なるものに変化している。

平成16年改正前の国民年金及び厚生年金は、5年に1度、財政再計算を行い、その際に少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に必要な負担の水準の見通しを作成し、財政再計算に併せて所要の制度改正を行ってきた。

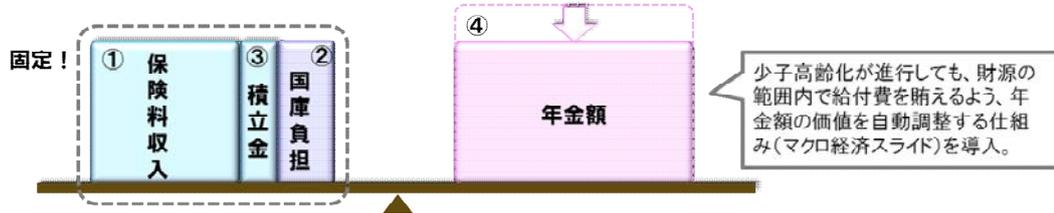
このような仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。また、将来の保険料(率)の水準については、基本的には段階的に引き上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面5年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上5年に1度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このように制度改正を繰り返しては、今後の制度改正により将来の年金がどのようになるか不透明となってしまうため、平成16年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている。

以下、平成16年改正で導入された仕組みについて解説する。

第1-1-8図 平成16年改正における財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み)

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：
 ・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ) 厚生年金17.474%(平成26年9月～)
 ・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) 国民年金15,590円(平成27年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

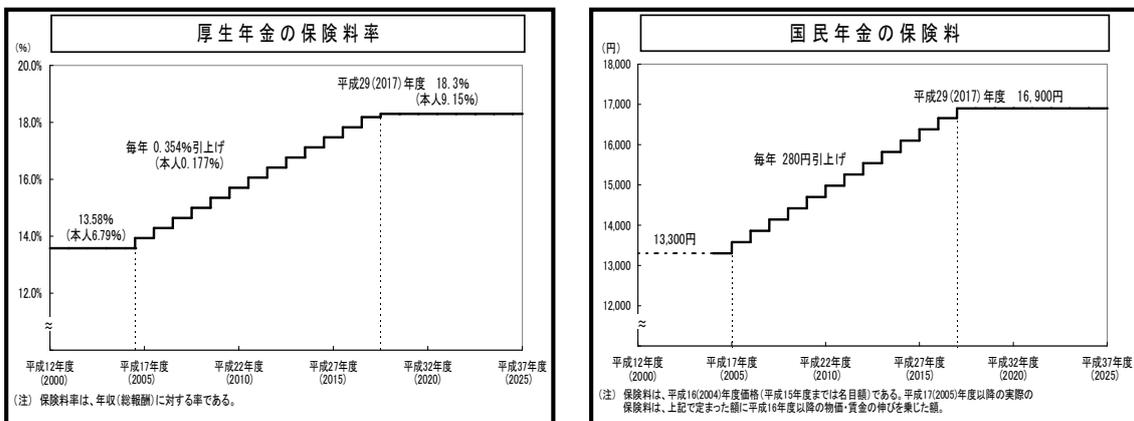
④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

(1) 保険料(率)水準の固定

平成16年改正により、保険料(率)水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うこととする制度となった。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料(率)水準を法律に明記し固定したものである。

第1-1-9図 保険料水準固定方式



(2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成16年改正において道筋が法律上明記されることとなり、法律の本則上では基礎年金の国庫負担割合を2分の1としつつ、平成16年度から引上げに着手した。その後、平成21年度には特例的な繰入金を活用して2分の1となり、平成24年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され、国庫負担割合の引上げが完成することとなった。

(3) 積立金の在り方と年金財政の均衡期間

平成11年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、また巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

そこで、平成16年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式（有限均衡方式）とし、積立金については、財政均衡期間において、その運用収益と元本を活用することとなった。

なお、財政均衡期間については、今回の財政検証においては、平成122(2110)年度までの95年間を財政均衡期間としているが、第1-1-10図に示すように、財政均衡期間は財政検証ごと移動していくものであり、これにより2111年度以降の将来の期間についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られることとなっている。

第1-1-10図 有限均衡方式のイメージ

- ・ 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるよう積立金水準の目標を設定。
- ・ 定期的に行う財政検証ごと（例えば5年ごと）に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

【財政均衡期間の移動（財政均衡期間が95年間の場合）】



(4) 給付と負担の均衡を図る仕組み ～マクロ経済スライドの導入

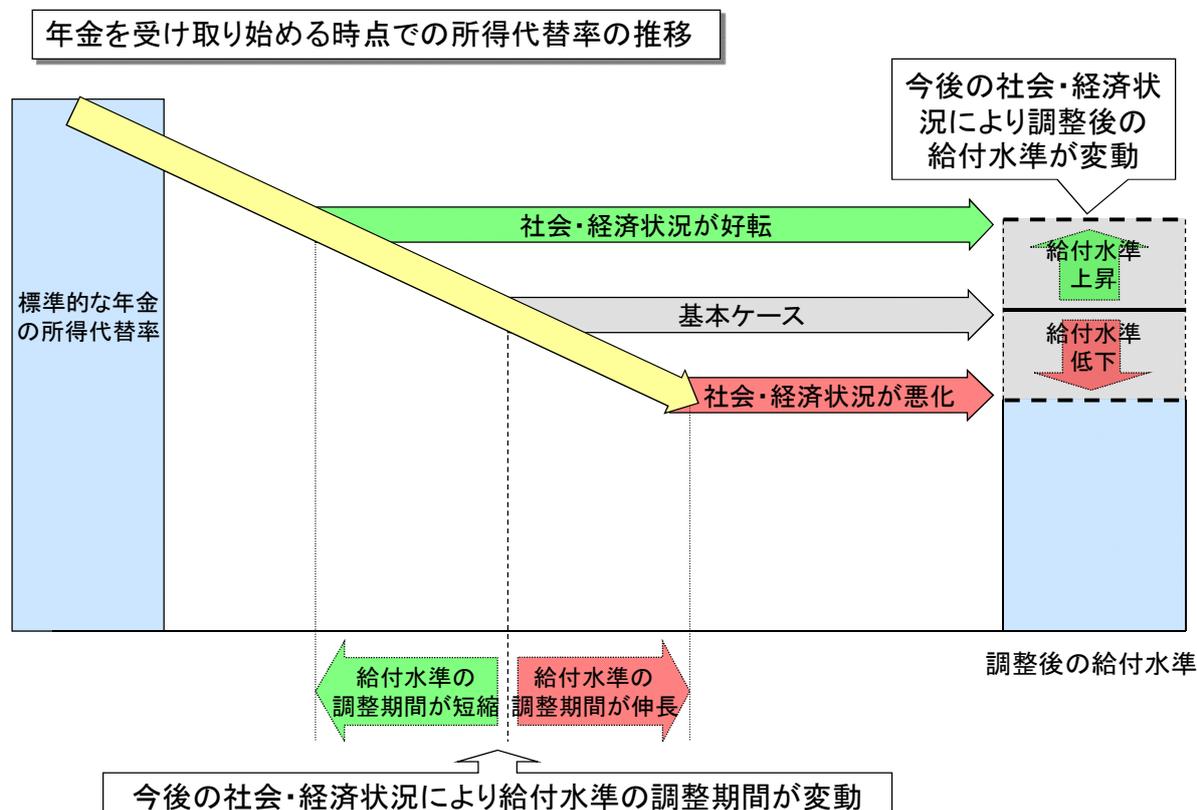
保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなるため、年金財政の均衡を図るため給付水準を調整する必要がある。この給付水準を調整する仕組みが、年金の賃金スライドや物価スライドによる伸びを抑制するマクロ経済スライドである。

また、少なくとも5年に1度、財政検証を実施し、社会・経済情勢の変化に応じた、給付水準調整の終了時期や終了後の所得代替率の見通し、及びその財政見通しを作成することとされた。財政検証に基づき、給付水準調整が不要な場合は、給付水準調整を終了することとされた。

なお、今回の財政検証における給付水準調整の終了年度は現時点での見込みであり、今後、社会経済状況が好転すればより早期に終了し高い給付水準を確保できるが、逆に悪化した場合は、より長く給付水準の調整を行う必要が生じ、給付水準は見込みより低くなる。

このように、今後の社会経済状況の変動に応じて給付水準調整の終了時期を変動させることにより、自動的に年金財政の均衡が図られる仕組みが組み込まれており、公的年金制度は、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、持続的な制度となっている。

第1-1-11図 給付水準の自動調整の仕組み



（５）給付水準の下限

平成 16 年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準の尺度として用いて、給付水準の下限を所得代替率 50%と定めたところである。ここで、「厚生年金の標準的な年金額」とは、夫が平均賃金で 40 年間働いたサラリーマンであり、妻が 40 年間第 3 号被保険者である場合における世帯の年金額を指し、「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点（65 歳）における、現役世代の平均手取り収入額（ボーナス込み）に対する厚生年金の標準的な年金額の比率のことをいう。

平成 26 年度時点における所得代替率は 62.7%となっているが、この水準はマクロ経済スライドによる自動調整により低下していき、今回の財政検証においては、人口推計が中位推計で、日本経済が再生し一定の経済成長を確保するケースでは、所得代替率 50%を確保し、平成 122(2110)年度までのおおむね 100 年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

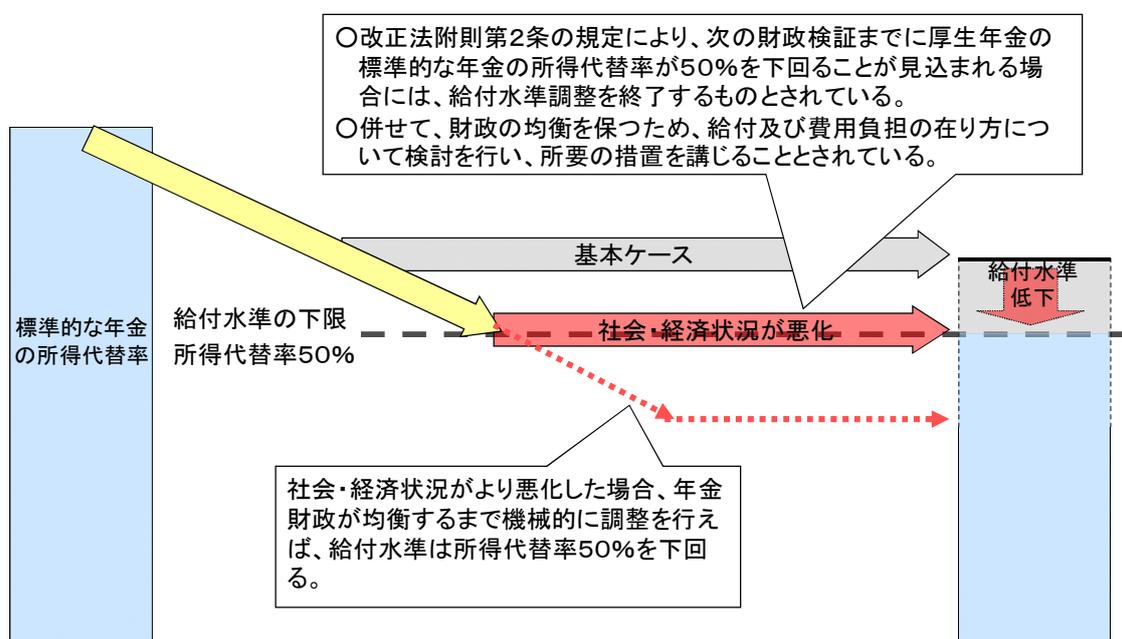
しかしながら、よりいっそう少子化が進行するなど、社会・経済情勢が想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けるとすると、所得代替率が 50%を下回る見込みとなることもあり得る。

このような場合、財政検証において 5 年後までの間に所得代替率が 50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされた。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

ただし、給付水準の調整によって所得代替率が 50%に近づくのは 20 年以上先であることから、仮に現在の想定以上に社会・経済情勢が悪化したとしても、早々に上記の措置が講ぜられることは想定しにくい。

第 1 - 1 - 12図 給付水準の自動調整と給付水準の下限

年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移

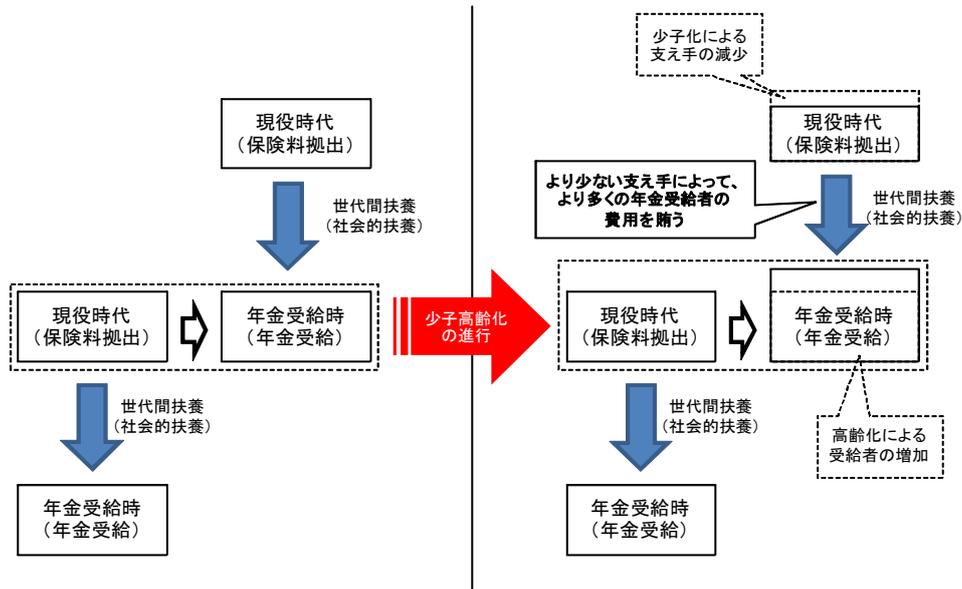


4. 財政検証の位置づけ

我が国の公的年金制度は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄うという「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式のもとで運営されている。

このような財政方式のもとでは、当初の見込みに比べて少子高齢化が進行すると、高齢者の相対的な増加によって年金給付が相対的に増加することから、年金財政の給付と負担の均衡を保つためには、現役世代の負担の増加、又は年金受給者の給付の抑制が必要となる。

第 1 - 1 - 13 図 賦課方式と少子高齢化



このため、平成 16 年改正においてマクロ経済スライドが導入されたが、どの程度給付水準を調整する必要があるかについては、

- ・ 高齢化や少子化がどの程度まで進行するか
- ・ 女性や高齢者の労働市場への参加がどの程度進み、年金制度の支え手がどの程度増加するか
- ・ 経済成長がどの程度達成され、賃金の伸びや積立金の運用収入がどの程度見込まれるか

等、現在及び将来の人口や経済の動向に左右されるものである。

そこで、年金の財政状況を定期的に確認するために、少なくとも 5 年ごとに「財政検証」を実施し、概ね 100 年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しを作成して、財政状況を検証することとされたのである。

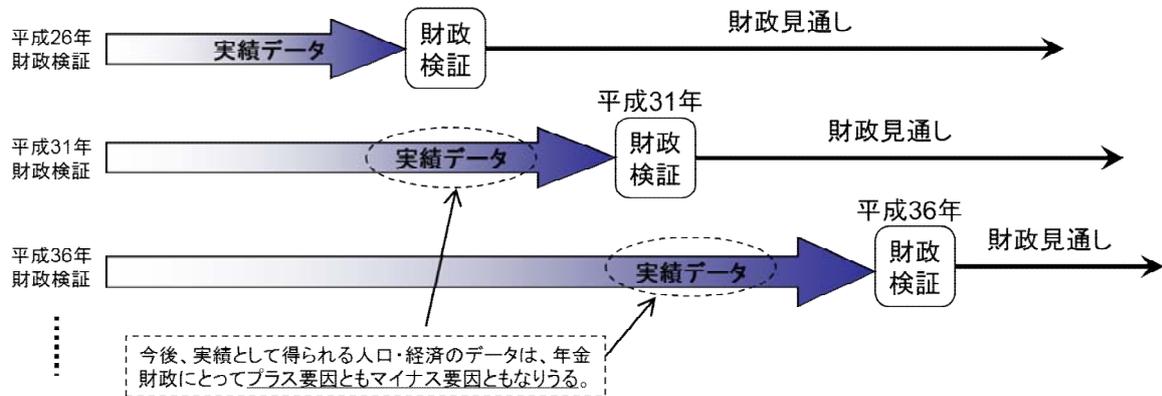
また、財政検証においては、将来の人口や経済について一定の前提を設定するが、将来は不確実であり、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い最善の努力を払ったとしても実績と前提に乖離が生じるのは避けられない。

このため、財政検証では、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな出発点から概ね 100 年間の見通しを作成する。それとともに、幅のある複数の前提を設定し、将来の人口や経済の姿に応じて、年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるかを示しているのである。

すなわち、財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測 (forecast) というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータ

の将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要である。

第 1 - 1 - 14 図 財政検証のイメージ



（補論）財政検証と財政再計算の違い

「財政再計算」と「財政検証」は、公的年金制度の将来にわたる収支見通しを作成するという点においては共通しているが、その役割については大きな違いがある。

財政再計算には、将来の保険料（率）の水準を定めるという役割がある。つまり、5年に1度、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、現在の給付水準を維持すると仮定した場合には将来どの程度の水準の負担、つまり保険料（率）が必要となるのかを算定することである。その上で必要であれば再計算が行われるごとに給付と負担との関係が見直されることとなるが、実際も過去の再計算においては、負担の水準のみならず、給付水準に関しても見直しが行われてきた。

一方で財政検証は、財政再計算とは全く異なった性質を持っている。平成16年改正に伴って将来の保険料（率）の水準が法律で定められたことから、財政検証によって保険料（率）が定められる、ということはない。その代わりに、直近の社会・経済状況を踏まえた収支見通しを作成することにより、給付水準を自動調整する仕組みであるマクロ経済スライドについて、給付水準調整の終了年度を定める、もしくはその見通しを作成することが財政検証の主な目的のひとつとなっている。これはつまり、保険料水準を固定した上での給付の自動調整という現在の公的年金制度が持つ収支均衡の仕組みの中で、将来の給付水準がどの程度調整されていくのかという見通しを示すということである。このような中で、一定水準の給付費を維持したまま収支が均衡している姿が見通されるのであれば、その財政検証においては、「公的年金制度の仕組みは現時点では適切に機能している」と判断されることとなり、特に給付と負担の見直しなどが財政検証に伴って行われることはない。

ただし、5年後までに、所得代替率が50%を下回るほど引き下げられるような状況になっている場合には、そのような仕組みがもはや適切に機能しているとは言えない状況にあると判断されたと見なされ、給付水準調整の終了について検討するとともに、その結果に基づいた調整期間の終了その他の措置、および給付と負担の在り方についての検討が行われ、所要の措置が講ぜられることとなる。

このように、財政再計算はこれから先の給付と負担の水準を見直し、特に将来の保険料（率）水準をその都度設定していくためのものであったのに対して、財政検証は、平成16年改正で定められた負担の水準と給付の調整の仕組みが適切に機能しているかどうかを定期的に点検する意味合いのものとなっている。

第2節

平成26年財政検証

1. 財政検証の主な前提

財政検証は、おおむね100年間にわたる将来の保険料収入や年金給付費の見通しといった長期の年金財政の状況を見通すものであり、今後の人口や社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。

しかし、将来は不確実であることから、財政検証における前提の設定にあたっては幅を持った複数ケースを設定している。平成26年財政検証においては、経済の前提について、メインシナリオを設けず幅広く設定しており、将来の経済の状況に応じて、将来の年金の姿がどのようなようになるかを試算した。

(1) 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定している（第1-2-1表）。

第1-2-1表 合計特殊出生率及び平均寿命

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	→ ┌ 出生高位 1.60 ├ 出生中位 1.35 └ 出生低位 1.12	┌ 男 79.55 └ 女 86.30	→ 死亡高位 { 男 83.22 女 89.96 死亡中位 { 男 84.19 女 90.93 死亡低位 { 男 85.14 女 91.90

(2) 労働力率の前提

平成26年2月に独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）がまとめた「労働力需給推計」の「労働市場への参加が進むケース」と「労働市場への参加が進まないケース」を用いている。労働力率の動向については経済成長と密接な関係があるため経済前提に応じて使い分けており、日本経済が再生し一定の成長を確保するケースでは「労働市場への参加が進むケース」、低成長を前提とするケースでは「労働市場への参加が進まないケース」が用いられている。

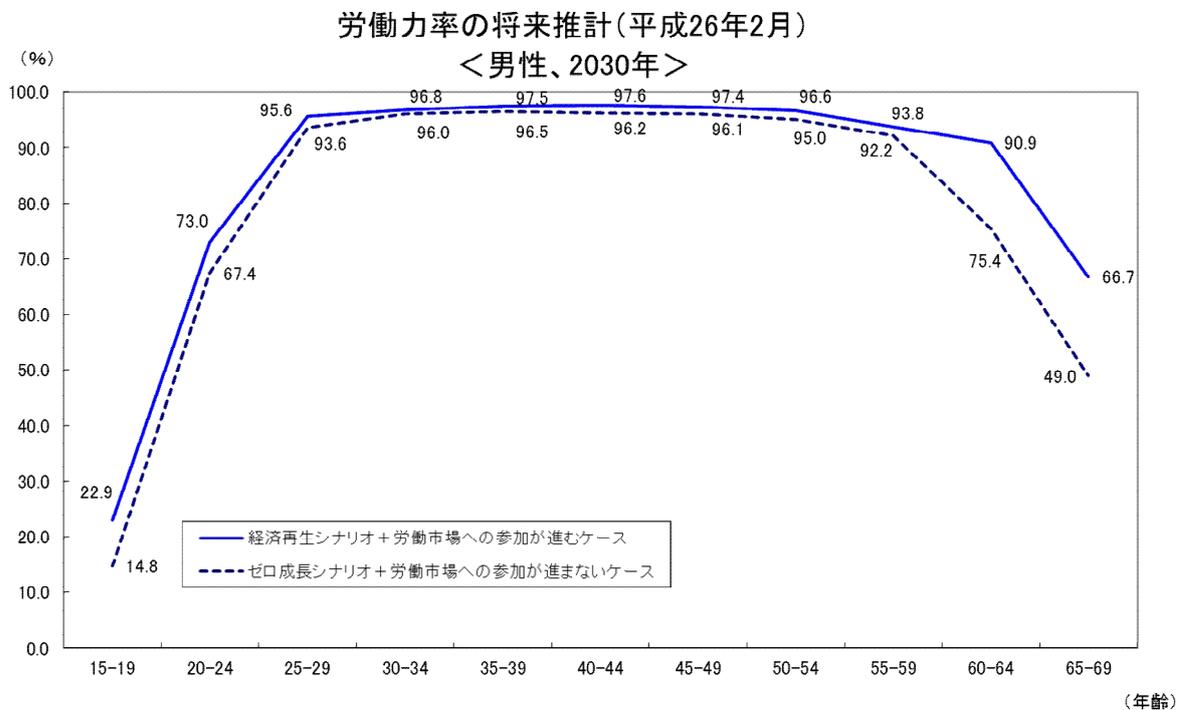
「労働市場への参加が進むケース」では、今後10年間で実質2%程度の経済

成長を目標としている「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、女性や高齢者の労働参加が大きく進むことを仮定しており、女性の労働力率についてはいわゆるM字カーブが消失し30歳台の労働力率が85%前後まで上昇、男子については60歳台後半でも3人に2人は労働力となるとの見通しとなっている。

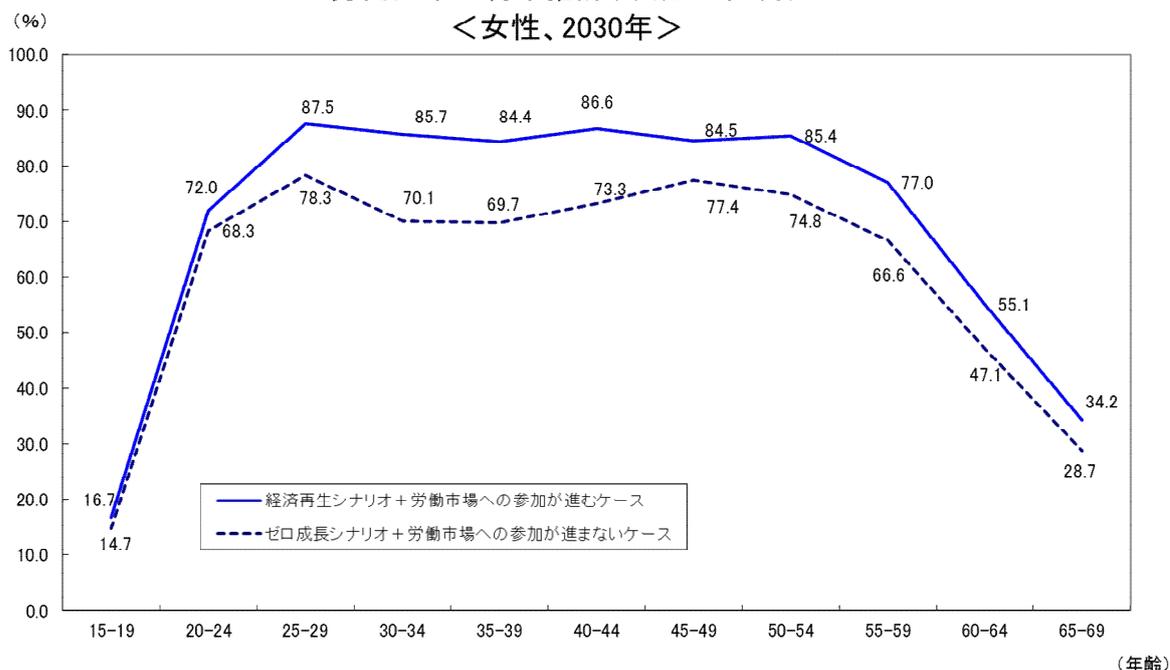
一方、「労働市場への参加が進まないケース」では、労働参加率が現状程度で変化がない見通しとなっている。

なお、この推計の推計期間は平成42(2030)年までであるため、それ以降は平成42(2030)年の数値で一定としている（第1-2-2図）。

第1-2-2図 労働力率の前提



労働力率の将来推計(平成26年2月)
 <女性、2030年>



(3) 経済前提

経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」を設置し、2年半、17回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告(平成26年3月12日)に基づき、幅広い8ケースの前提が設定された。

① 短期の経済前提 (平成35(2023)年度までの前提)

平成35(2023)年度以前の経済前提は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の「経済再生ケース」、「参考ケース」それぞれに準拠して設定している。

経済再生ケースでは、日本経済再生に向けた「日本再興戦略」のいわゆる「三本の矢」の効果が着実に発現し、2023年度までの中期的な見通しが、消費者物価上昇率2%程度、実質経済成長率2%程度と試算されている。参考ケースはより緩やかな成長となる場合の試算であり、2023年度までの中期的な見通しが実質経済成長率1%程度と試算されている。

② 長期の経済前提 (平成36(2024)年度以降の前提)

平成36(2024)年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって幅の広い8ケースの経済前提を設定した(第1-2-3表)。

このうち、ケースA～ケースEは内閣府試算の「経済再生ケース」から接続するものとして設定された高成長ケース、ケースF～ケースHは内閣府試算の「参考ケース」に接続するものとして設定された低成長ケースとなっている。

第1-2-3表 長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考) 経済成長率 (実質対物価) 2024年度以降20～30年
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質対物価)	運用利回り		
						実質 対物価	スプレッド 対賃金	
ケースA	内閣府試算 「経済再生 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算 「参考 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進まない ケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

長期の経済前提の設定にあたっては、コブ・ダグラス型生産関数を用いたマクロ経済に関する試算の枠組みに基づき、8通りのシナリオを設定して実質経済成長率等の推計を行った。

それぞれのシナリオは、技術革新などによる成長分と解釈される8通りの「全要素生産性(TFP)上昇率」を軸に、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長率の見通しや労働力需給の見通しを踏まえた整合性のあるパラメータを設定している。

短期の前提で準拠した内閣府試算においては、軸となる全要素生産性(TFP)上昇率は、年0.5%である足下(平成25年度第3四半期)の実績が、2023年度には、「経済再生ケース」は1983～1993年の平均値である1.8%まで上昇、「参考ケース」は1983～2009年の平均である1.0%まで上昇すると仮定されている。この仮定を基礎に、2024年度以降は、「経済再生ケース」から接続するケースは全要素生産性(TFP)上昇率を1.8%～1.0%の範囲で設定、「参考ケース」に接続するケースは全要素生産性(TFP)上昇率を1.0%～0.5%の範囲で設定した。

すなわち、経済前提の軸となる全要素生産性(TFP)上昇率は、バブル期の成長が長期的に続く高成長ケースから、バブル崩壊後の低迷が長期的に続く低成長ケースまで幅の広い設定となっていると評価できる。

このように設定された経済前提の2024年度以降20～30年の実質経済成長率は、経済再生ケース(ケースA～ケースE)では年平均1.4%～0.4%とプラス成長を確保しているが、低成長ケース(ケースF～ケースH)では年平均0.1%～▲0.4%とほぼゼロ成長又はマイナス成長と見込まれて

いる。

(4) その他の前提

財政検証においては、人口、経済以外にも、有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提が設定されている。これらは、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定した。このうち国民年金保険料の納付率については、「今後の取組強化等により平成30年度に65%まで向上した場合」を基本に、「現状の納付率60%で推移した場合」についても設定した。

2. 所得代替率の将来見通し

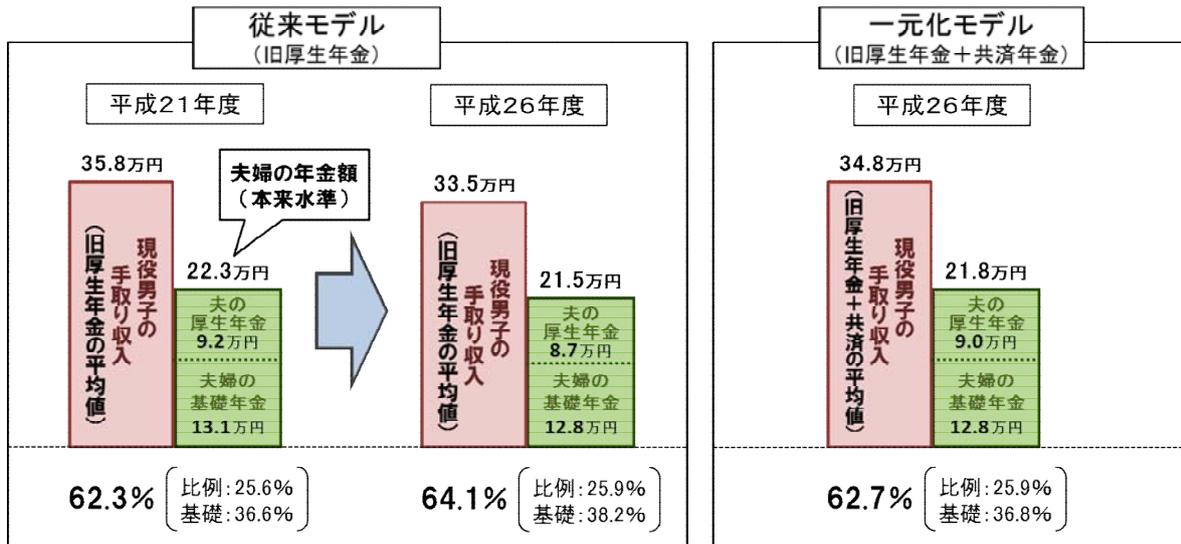
(1) 厚生年金の給付水準を測る標準的な年金の所得代替率

厚生年金の給付水準を測る基準として用いられる標準的な年金の所得代替率は、今回の財政検証においては、被用者年金の一元化が実現することを踏まえ、一元化を前提とした一元化モデルで示される。基準となる厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、平成26年度の手取り賃金の平均は34.8万円となる。この賃金水準で計算される平成26年度のモデル世帯の新規裁定時の年金額（本来水準）は、夫婦2人の基礎年金12.8万円と報酬比例年金9万円を合わせて21.8万円となり、現役世代の手取り賃金に対する比率である所得代替率は62.7%となっている。これが、平成26年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる。

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として、分子の新規裁定時の年金額は、分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母、分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。

マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。しかしながら、デフレ経済が長引いたため、平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドは平成26年度まで発動することがなく、所得代替率は、むしろ上昇する結果となっている。この所得代替率の上昇は、主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金の改定が、分母の賃金の低下より小さく抑えられているため生じたものである。これは、賃金の低下が物価の低下よりも大きい経済状況において、新規裁定時の基礎年金は、賃金でなく物価を基準に改定する仕組みが引き起こした結果である。

第 1 - 2 - 4 図 標準的な年金の所得代替率



注：一元化モデルは、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)も反映した手取り年収を基に設定。

なお、前回の財政検証の所得代替率と比較するに当たっては、被用者年金一元化に伴うモデルの変更のため、見かけ上、所得代替率が低下していることに注意が必要である。

前回の財政検証の足下である平成 21 年度の所得代替率は 62.3%であるが、これは、共済年金を除く旧厚生年金男子の平均賃金を基準として計算した従来モデルの数字である。従来モデルでは、平成 26 年度の所得代替率は 64.1%であり、所得代替率が 1.8%上昇しており、これが実質的な給付水準の上昇を表している。

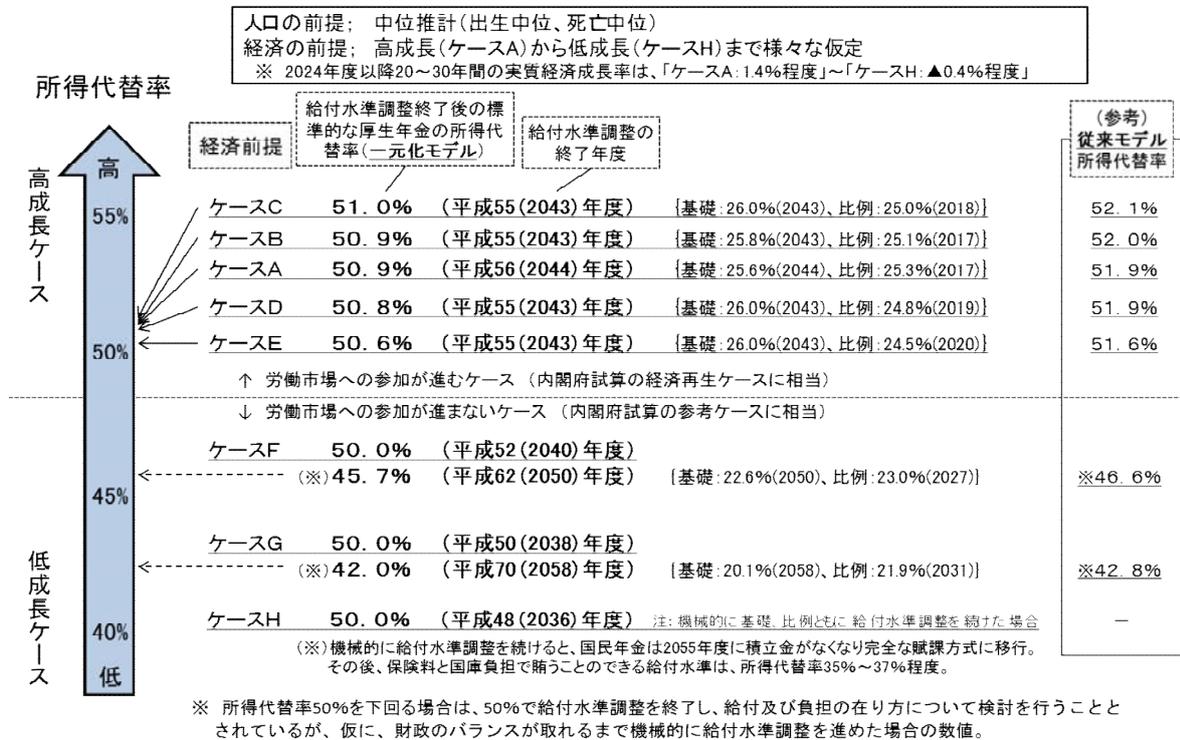
一元化モデルに変更すると、基準となる賃金水準が旧厚生年金男子から、共済年金を含む厚生年金男子へ変更となるため平均手取り賃金が 1.3 万円上昇し、所得代替率は見かけ上 1.4%低下する。

(2) 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、概ね 100 年間の年金財政が均衡するところで終了する仕組みであるが、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口や経済の推移で変わる。次の第 1 - 2 - 5 図は、人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものである。終了後は分子の新規裁定時の年金額は、分母の賃金の伸び率でスライドするため、所得代替率が

維持される。

第1-2-5図 幅広い経済前提における所得代替率の見通し



8ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が再生するケース(ケースA~ケースE)では、所得代替率50%以上を確保する結果となった。

しかしながら、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、低成長となるケース(ケースF~ケースH)においては、財政の均衡を図るためには、給付水準の下限(所得代替率50%)を超えて給付水準調整が必要との結果となった。

特に最も低成長のケースHでは、物価や賃金の伸び率が低いためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である2055年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率35~37%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

なお、平成16年改正法附則の規定では、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とされているが、今回の財政検証においては、

次の財政検証（平成 31 年度）までに 50%を下回る見込みはないため、この規定に該当するものではない。

また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きい。前回の財政検証でも同様の傾向があったが、今回はさらにその差が広がった。前回の基準ケースと前提が近いケース E を比べると、マクロ経済スライドの発動が遅れているため、調整終了年度は延びるが、基礎年金が 5 年の延びであるのに対し、報酬比例年金は 1 年の延びとなっている。

これは、今回の財政検証の足下となる平成 26 年度の所得代替率でみた給付水準が、基礎年金で上昇したため、国民年金の財政状況が悪化し、将来の給付水準をより大きく引き下げる必要が生じたものである。

厚生年金については、基礎年金部分の給付水準が低下すると、固定された保険料率のうち基礎年金部分に充てる分が減るため、逆に報酬比例年金に多くの財源を充てることができる。このため報酬比例年金の給付水準調整が小さくなり、調整後の所得代替率が上昇する仕組みとなっている。

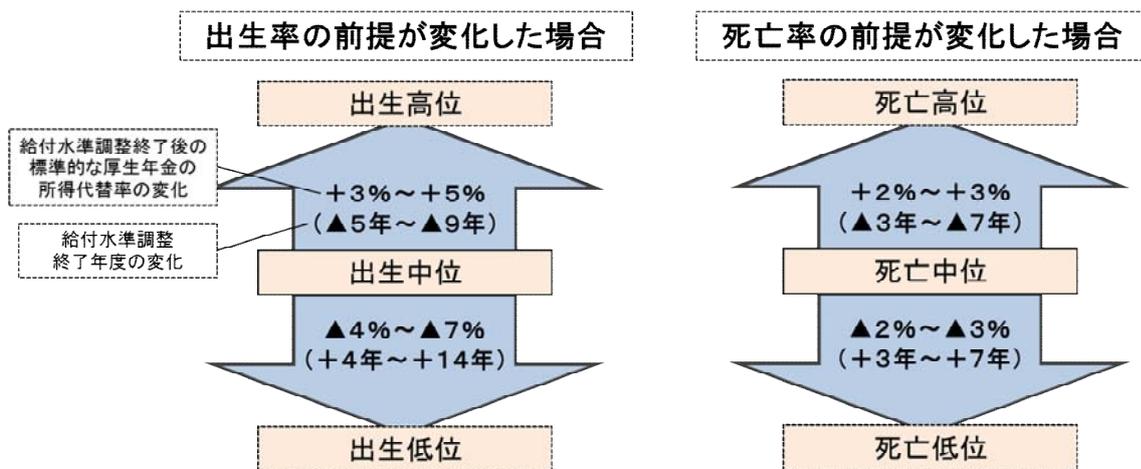
（3）人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

出生率や死亡率の将来の動向が所得代替率に与える影響をみたのが、第 1 - 2 - 6 図である。

出生率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は 5 ~ 9 年短縮し所得代替率は 3 ~ 5 % 上昇する結果となり、低位推計とすると調整期間は 4 ~ 14 年延長し所得代替率は 4 ~ 7 % 低下する見通しである。2060 年の出生率の前提は、高位推計は 1.60、中位推計 1.35、低位推計 1.12 であり、いずれも人口維持する水準と比べるとかなり低い水準である。賦課方式を基本とする公的年金において出生率の動向が与える影響は大きいことが分かる。

死亡率の前提を高位推計、低位推計に変化させた場合は、調整期間は 3 ~ 7 年変化し、所得代替率は 2 ~ 3 % 変化する見通しである。高位推計、低位推計は寿命が約 1 年変化する前提であり、受給期間の延び又は短縮の影響により給付水準が低下又は上昇する。

第1-2-6図 人口の前提が変化した場合の所得代替率への影響



注: 経済前提がケースC、ケースE、ケースGの場合の影響

財政検証では、国民年金の納付率が変化した場合の所得代替率に与える影響も試算している。国民年金の納付率の前提については、現在60%程度の納付率が今後の取り組み強化により平成30年度に65%まで上昇する前提を基本に用いているが、60%を維持したと仮定したとしても、所得代替率への影響は、+0.1%~▲0.1%ポイントであり、極めて軽微な影響である。国民年金の未納は、将来の給付に結びつかないため、年金財政への影響は限られている上、基礎年金は国民年金だけでなく被用者保険の被保険者も含めた被保険者全体で支える仕組みであり、全体で見ると未納者は限定的であることが理由である。しかし、当然ながら未納は将来の低年金、無年金につながるため、引き続き取り組みの強化を図ることは重要である。

3. 年金額の将来見通し

所得代替率は、現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の手取り賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済

を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価値がどのようになるかを合わせてみるのが重要である。

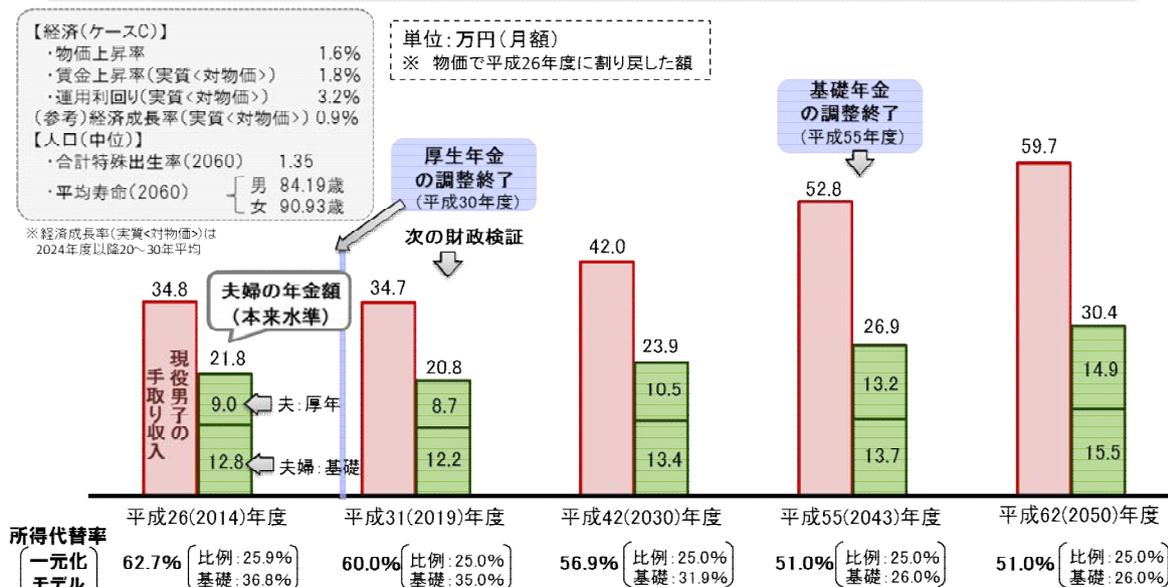
新規裁定時の標準的な年金について、購買力でみた実質額の将来見通しを、経済前提ケースC、ケースE、ケースGについて示したのが、それぞれ第1-2-7図、第1-2-8図、第1-2-9図である。

なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を物価上昇率を用いて現在価値に割り引くことで計算される。

第1-2-7図 年金額の将来見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC（変動なし）

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成30年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.0%』が維持される。

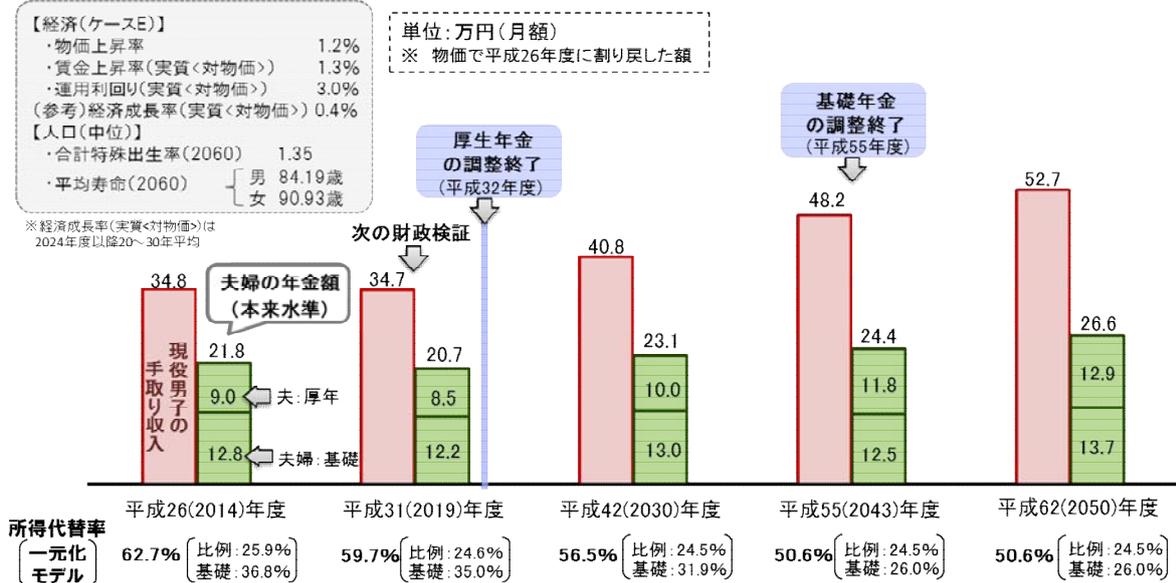


※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

第1-2-8図 年金額の将来見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE（変動なし）

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。

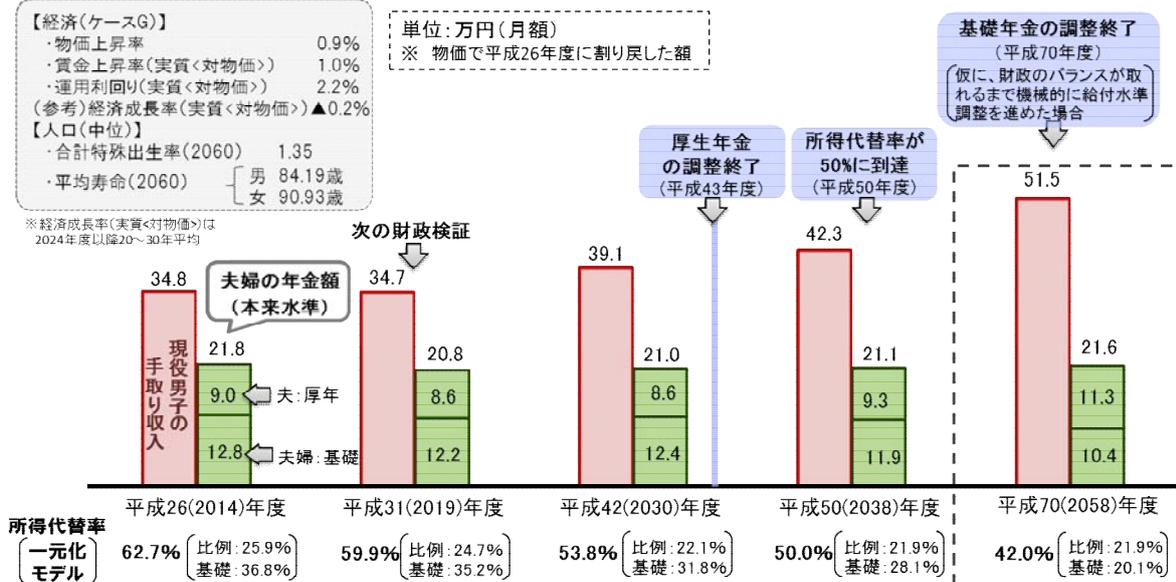


※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

第1-2-9図 年金額の将来見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG（変動なし）

○ マクロ経済スライドによる調整で平成50年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成70年度』、『厚生年金で平成43年度』で終了し、『所得代替率42.0%』になる。



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

それぞれのケースで現役世代の手取り賃金を比べると、平成 26 年度に 34.8 万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、実質賃金上昇率の違いにより、将来の実質額には大きな差が生じる。例えば、2050 年度でみると、ケース C は 59.7 万円、ケース E は 52.7 万円となり、ケース G はより低い伸びとなっている。

それぞれの経済状況において平成 26 年度に 21.8 万円のモデル年金（モデル世帯の新規裁定時の年金額）は、ケース C、ケース E では実質額で増加し、2050 年度で、ケース C が 30.4 万円、ケース E が 26.6 万円となるが、ケース G は、実質額が概ね横ばいとなり、給付水準調整が終了する 2058 年度で 21.6 万円となる。実質経済成長により現役世代の生活水準が上昇するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力はケース C、ケース E では上昇し、ケース G でも概ね横ばいとなっている。

ただし、基礎年金の購買力をみるとケース C、ケース E では 2050 年度でも平成 26 年度を上回る購買力を確保しているが、ケース G では平成 26 年度に 12.8 万円の夫婦 2 人分の基礎年金は、給付水準調整が終了する 2058 年度には 10.4 万円まで低下しており、低成長ケースでは基礎年金の購買力の低下が課題となる。

ケース C、ケース E では、実質賃金上昇率の見込みは、それぞれ 1.8%、1.3% であり、一方、マクロ経済スライドによるスライド調整率はフルに発動した場合でも 2040 年までの平均で年 1.2% であるため、賃金スライドによる年金改定がスライド調整率を上回り年金の実質額が上昇するが、ケース G では、実質賃金上昇率は 1.0% であり、スライド調整率を下回るため年金の実質額が低下することとなる。

一方、年金をもらい始めた年以降の年金額（既裁定年金）は、原則として物価スライドにより年金の購買力を維持する仕組みであるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間は、物価スライドを抑制することとなるため、いずれの経済前提においても年金の購買力は低下していくことになる。

4. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

厚生年金の保険料は 1 階部分、2 階部分を合わせて賃金に比例した保険料負担となっているのに対し、1 階部分の基礎年金は賃金に比例しない定額給付である。この仕組みにより厚生年金には所得再分配の機能が内在しており、低所得者にとって保険料負担の割に多くの年金を受け取れる有利な仕組みとなっている。

このため賃金水準が低い方が年金額は低くなるが、賃金水準との対比で示され

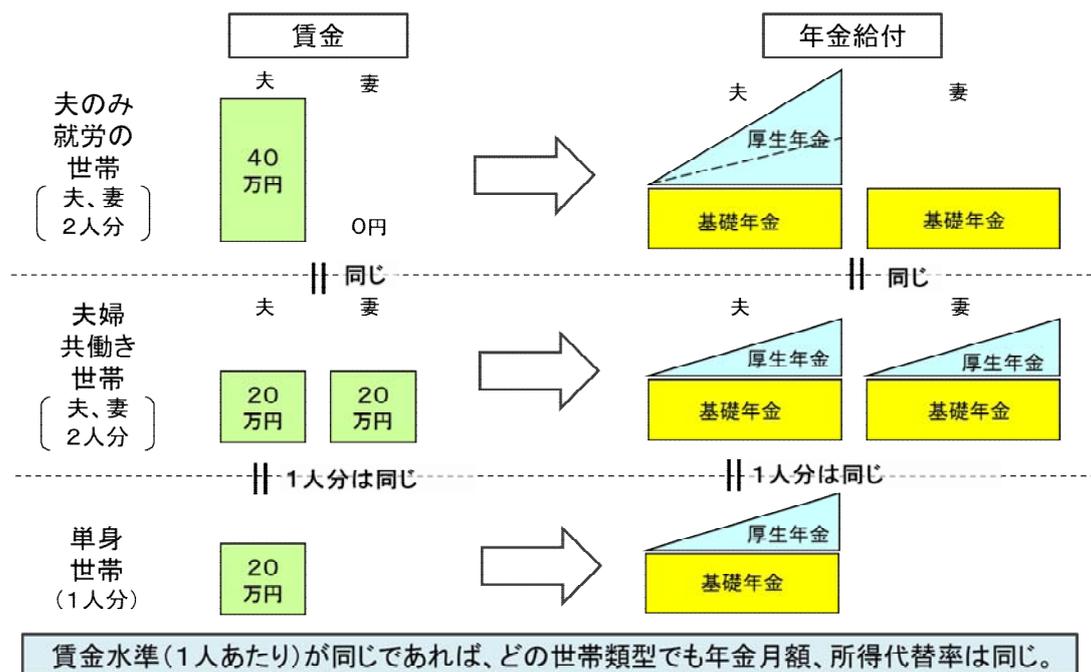
る所得代替率は、賃金水準が低い方が高くなる。

次に、被用者世帯における片働き世帯と共働き世帯を比べると、夫婦2人の合計賃金と同じであれば、基礎年金は同じ2人分、報酬比例年金も同じ賃金水準の報酬比例年金となり、夫婦2人の合計年金額は同じとなり、その結果、所得代替率も同じとなる。また、単身世帯と比較しても夫婦1人当たりの賃金と単身者の賃金と同じであれば、同様に1人分の年金額も所得代替率も同じとなる構造である。(第1-2-10図)

すなわち、年金額や所得代替率は、加入期間が同じ場合、賃金水準が同じであればどのような世帯構造であっても、世帯1人当たりでみた年金額や所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。

第1-2-10図 公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

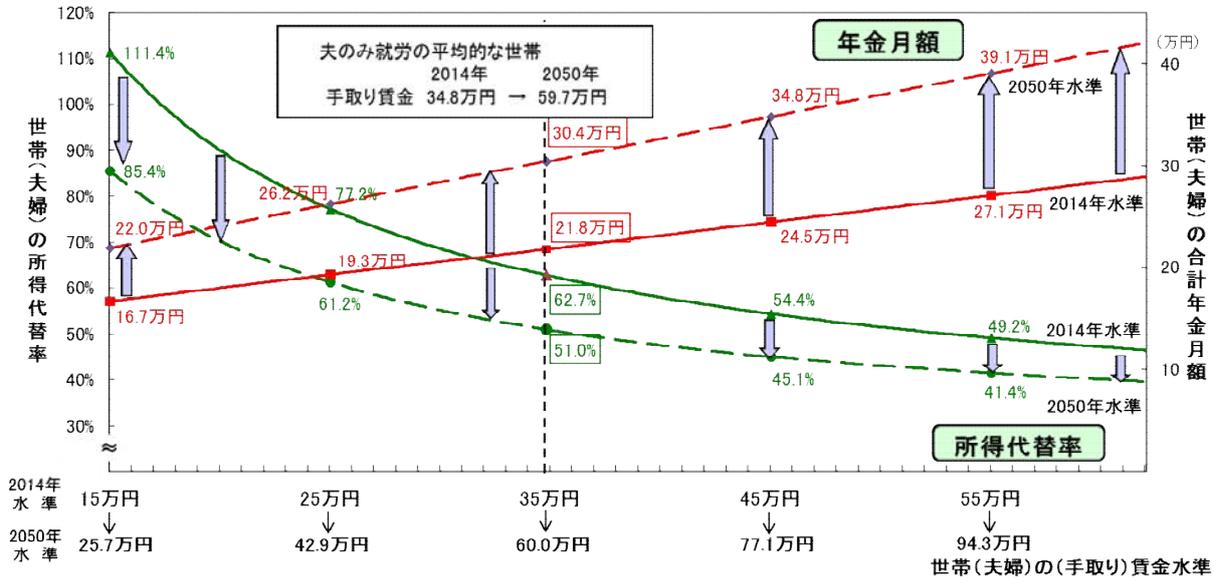
賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



すなわち、厚生年金に適用される被用者世帯を考えた場合、40年加入を前提とすると年金額や所得代替率は、賃金水準によって定まることとなる。そこで、世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第1-2-11図、第1-2-12図である。

第1-2-11図 賃金水準別の年金月額及び所得代替率（ケースC）

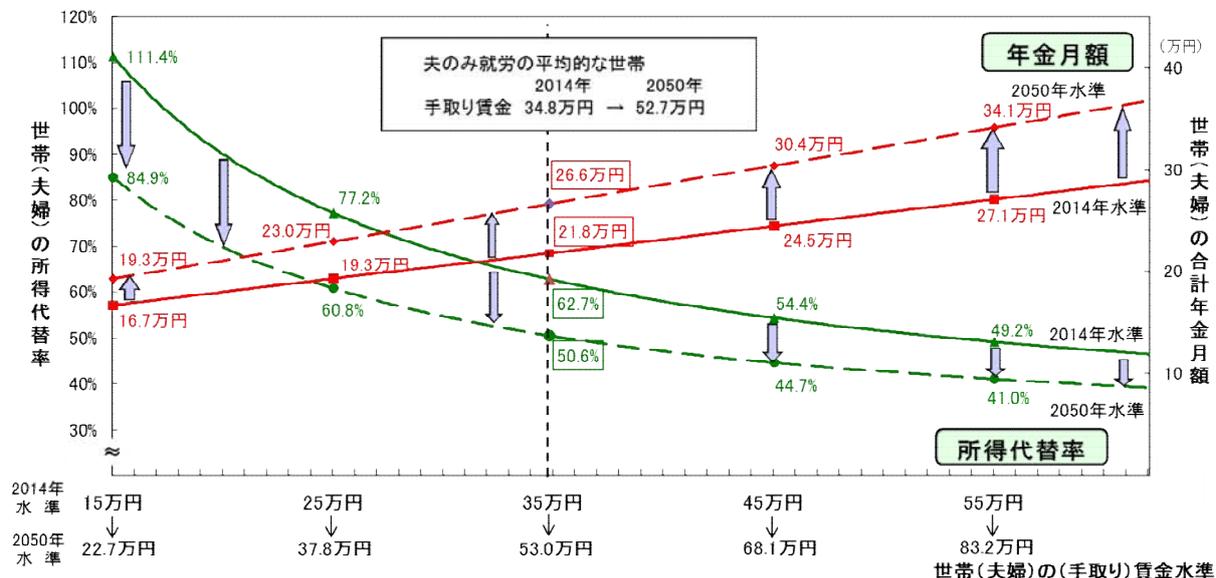
- ・ 世帯（夫婦）の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。
注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

第 1 - 2 - 12 図 賃金水準別の年金月額及び所得代替率（ケース E）

・ 世帯（夫婦）の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
 ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。
 注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

現在（平成 26(2014)年水準）と平成 62(2050)年水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行うことにより、所得代替率は低下することになるが、実質賃金上昇により、ケースC、ケースEにおいては、物価上昇率を用いて現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。また、この変化は賃金水準による年金額や所得代替率の違いを維持したまま、一律に変化することとなる。

5. 年金財政の将来見通し（人口前提：出生中位、死亡中位）

（1）被保険者数の見通し

被保険者数の見通しは、将来推計人口と労働力率の見通しを基礎に、就業者に占める雇用者比率の変化や短時間労働者の労働時間分布の変化等を織り込み厚生年金被保険者数を算出し、さらに、女性の第3号被保険者割合の変化等も織り込み第1号被保険者数及び第3号被保険者数の見通しを算出している。

被保険者数の見通しは、保険料収入や将来の年金給付を算出する上で基礎とな

り、財政見直しを作成する上で重要な見直しとなる。

被保険者数の見直しは、基礎とする将来推計人口と労働力率の見直しに応じてそれぞれ作成される。将来推計人口が中位推計の場合の公的年金被保険者数の将来見直しを示したものが、第1-2-13表、第1-2-14表である。

将来推計人口が中位推計、労働市場への参加が進む場合の公的年金の被保険者数の見直しは、平成26(2014)年度で6,640万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、平成42(2030)年度には6千万人を割り5,940万人となり、その後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年前後から減少のスピードを加速し、平成62(2050)年度には4,430万人になるものと見込まれている。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、公的年金被保険者数の減少率(4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均))に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率(表中②の欄)を基礎として行われる。

第1-2-13表 公的年金被保険者数の将来見直し(平成26年財政検証)

人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース

年 度	公的年金 被保険者計 百万人	第1号 被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
26(2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27(2015)	65.9	17.4	39.2	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.6	17.1	39.4	(35.0)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
29(2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30(2018)	64.8	16.5	39.6	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31(2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.4)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32(2020)	64.1	16.0	39.7	(35.4)	(4.3)	8.4	(7.5)	(1.0)	-0.6	-0.9
37(2025)	62.0	14.8	39.6	(35.3)	(4.2)	7.6	(6.8)	(0.9)	-0.6	-0.9
42(2030)	59.4	13.5	39.0	(34.9)	(4.1)	6.8	(6.0)	(0.8)	-0.8	-1.1
52(2040)	51.1	11.1	34.3	(30.6)	(3.7)	5.7	(5.0)	(0.7)	-1.6	-1.9
62(2050)	44.3	9.6	29.6	(26.3)	(3.4)	5.0	(4.4)	(0.6)	-1.4	-1.7
72(2060)	39.0	8.5	26.1	(23.1)	(3.0)	4.3	(3.8)	(0.6)	-1.3	-1.6
82(2070)	33.7	7.3	22.6	(20.0)	(2.6)	3.7	(3.2)	(0.5)	-1.5	-1.8
92(2080)	28.9	6.3	19.4	(17.1)	(2.3)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
102(2090)	25.2	5.5	16.9	(14.9)	(2.0)	2.8	(2.4)	(0.4)	-1.3	-1.6
112(2100)	21.8	4.7	14.7	(13.0)	(1.7)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.4	-1.7
122(2110)	18.8	4.1	12.6	(11.1)	(1.5)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.5	-1.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

第1-2-14表 公的年金被保険者数の将来見通し（平成26年財政検証）
 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進まないケース

年 度	公的年金 被保険者計 百万人	第1号 被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成（西暦）										
26 (2014)	66.2	18.0	38.7	34.3	4.4	9.5	8.4	1.1	-0.8	-1.1
27 (2015)	65.7	17.8	38.5	34.1	4.4	9.4	8.3	1.1	-0.9	-1.2
28 (2016)	65.3	17.6	38.4	(34.0)	(4.4)	9.3	(8.2)	(1.1)	-0.9	-1.2
29 (2017)	64.9	17.5	38.3	(33.9)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
30 (2018)	64.4	17.4	38.1	(33.7)	(4.4)	9.0	(7.9)	(1.0)	-0.7	-1.0
31 (2019)	64.0	17.2	37.9	(33.5)	(4.4)	8.9	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
32 (2020)	63.6	17.1	37.7	(33.3)	(4.3)	8.8	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
37 (2025)	61.3	16.6	36.5	(32.3)	(4.2)	8.2	(7.2)	(0.9)	-0.9	-1.2
42 (2030)	58.3	15.9	34.9	(30.8)	(4.1)	7.5	(6.6)	(0.9)	-1.6	-1.9
52 (2040)	50.0	13.1	30.5	(26.8)	(3.7)	6.3	(5.5)	(0.8)	-1.3	-1.6
62 (2050)	43.4	11.4	26.5	(23.1)	(3.4)	5.6	(4.8)	(0.7)	-1.5	-1.8
72 (2060)	38.2	10.1	23.3	(20.3)	(3.0)	4.8	(4.2)	(0.6)	-1.3	-1.6
82 (2070)	33.0	8.7	20.2	(17.6)	(2.6)	4.1	(3.6)	(0.6)	-1.5	-1.8
92 (2080)	28.3	7.4	17.3	(15.0)	(2.3)	3.6	(3.1)	(0.5)	-1.3	-1.6
102 (2090)	24.7	6.5	15.1	(13.1)	(2.0)	3.1	(2.7)	(0.4)	-1.5	-1.8
112 (2100)	21.4	5.6	13.1	(11.4)	(1.7)	2.7	(2.3)	(0.4)	-1.5	-1.8
122 (2110)	18.4	4.8	11.2	(9.8)	(1.5)	2.3	(2.0)	(0.3)	-1.5	-1.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

(2) 厚生年金・国民年金の財政見通し

財政見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況を財政均衡期間の約100年にわたり、今回は平成122(2110)年度まで推計したものであり、平成122(2110)年度始の積立金が平成122(2110)年度支出の1年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った上で、財政均衡期間における財政見通しを作成している。

人口の前提が中位推計、経済前提がケースC、ケースE、ケースGについて、厚生年金、国民年金の収入、支出及び積立金の見通しを示したものが、第1-2-15表から第1-2-20表である。なお、ケースGについては、下限を越えて機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

収入から支出を控除した収支差引残は、厚生年金、国民年金ともに平成26年度ではマイナスすなわち支出超過となっているが、保険料(率)の引上げによる収入増と支給開始年齢の引上げやマクロ経済スライド調整による支出の抑制により、いずれのケースにおいても2025年度までにはプラスに転じる見通しとなっている。その後、再び、収支差引残はマイナスとなり、積立金の元本を取り崩し年金給付に充てることにより、急速に現役世代が減少する少子高齢社会において一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合をみると、ケースGの国民

年金を除き、2040年度～2050年度前後が最も積立度合が高くなっている。

我が国の少子高齢化は、現在でも世界最高水準にあるが、65歳以上の高齢者数は2040年代まで増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65歳以上人口割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりし超高齢社会を迎える見通しとなっている。

積立度合が2040年度～2050年度前後が最も高くなっているのは、最も少子高齢化が進む2050年代以降に、積立金を活用し一定の給付水準を確保するため、それに備えていることを意味している。

一方、ケースGの国民年金については、積立度合が低下し続けている。これは、基礎年金の給付水準調整が2058年度まで続くため、超高齢社会が来る前に財政が均衡する水準まで給付水準を引き下げることができず、その結果、積立度合を引き上げて超高齢社会に備えることができなかつたものである。このため、ケースGでは2060年度の国民年金の積立度合は1.1となり、2060年度以降の超高齢社会において完全な賦課方式に近い財政運営となり積立金の活用が限られるため、基礎年金の給付水準は極めて低い水準まで低下する見通しとなった。

第1-2-15表 厚生年金の財政見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC（変動なし）

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度 価格)	積立 度合	所得代替率			長期の経済前提				
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎	比例					物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用 利回り	実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	経済成長率(実質<対物価>)	2024年度以降20~30年	
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%	%	%	%	%		
26(2014)	17.474	42.5 (36.5)	30.5 (25.9)	2.3 (2.0)	9.5 (8.5)	46.6 (39.9)	18.0 (15.9)	-4.1 (-3.4)	172.5 (145.9)	172.5 (145.9)	3.8 (3.7)	62.7	36.8	25.9	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
27(2015)	17.828	45.1 (38.7)	31.7 (27.0)	3.2 (2.7)	9.9 (8.8)	48.0 (41.1)	18.8 (16.6)	-2.9 (-2.4)	169.6 (143.6)	168.7 (142.8)	3.6 (3.6)	62.0	36.4	25.6					
28(2016)	18.182	47.3	33.2	3.6	10.2	49.2	19.4	-1.8	167.8	162.8	3.5	61.4	36.0	25.4					
29(2017)	18.300	49.8	34.8	4.3	10.4	50.1	19.9	-0.3	167.5	159.3	3.4	60.7	35.6	25.1					
30(2018)	18.300	52.3	36.3	5.1	10.6	50.9	20.3	1.4	168.9	157.5	3.3	60.3	35.3	25.0					
31(2019)	18.300	54.8	37.8	5.9	10.8	51.8	20.8	3.0	171.9	157.9	3.3	60.0	35.0	25.0					
32(2020)	18.300	57.3	39.3	6.7	11.0	52.8	21.2	4.5	176.4	158.4	3.3	59.7	34.8	25.0					
37(2025)	18.300	69.3	47.1	10.1	12.0	58.4	23.6	10.8	219.1	164.4	3.6	58.4	33.4	25.0					
42(2030)	18.300	80.8	54.5	13.2	13.0	64.4	25.8	16.3	290.7	183.5	4.3	56.9	31.9	25.0					
52(2040)	18.300	104.8	66.7	21.6	16.5	87.4	32.8	17.4	470.2	212.5	5.2	52.2	27.2	25.0					
62(2050)	18.300	132.6	81.4	29.7	21.5	115.6	43.0	17.1	642.7	207.9	5.4	51.0	26.0	25.0					
72(2060)	18.300	165.1	99.9	37.7	27.6	148.9	55.1	16.2	812.1	188.0	5.3	51.0	26.0	25.0					
82(2070)	18.300	199.6	120.8	44.3	34.6	188.0	69.1	11.7	950.4	157.5	5.0	51.0	26.0	25.0					
92(2080)	18.300	236.0	145.4	48.0	42.7	232.9	85.3	3.1	1025.3	121.6	4.4	51.0	26.0	25.0					
102(2090)	18.300	275.4	176.7	47.1	51.6	282.8	103.2	-7.3	1001.1	85.0	3.6	51.0	26.0	25.0					
112(2100)	18.300	315.5	213.6	39.4	62.5	343.7	125.1	-28.1	826.3	50.2	2.5	51.0	26.0	25.0					
122(2110)	18.300	351.3	257.3	18.0	76.0	417.4	151.9	-66.1	351.3	15.3	1.0	51.0	26.0	25.0					

(注1) 厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む。被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見直しである。
(注2) 平成27年度以前は、被用者年金一元化前(～H27.9)の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、()内は旧厚生年金の収支の見直しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。

第1-2-16表 国民年金の財政見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC（変動なし）

(参考)

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計			取支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎	比例	%							
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%	
26(2014)	16,100	3.8	1.6	0.1	2.1	4.0	3.8	-0.2	10.8	10.8	2.8	62.7	36.8	25.9	
27(2015)	16,380	3.9	1.6	0.2	2.1	4.0	3.9	-0.1	10.7	10.6	2.7	62.0	36.4	25.6	
28(2016)	16,660	4.0	1.6	0.2	2.2	4.1	3.9	-0.1	10.6	10.3	2.6	61.4	36.0	25.4	
29(2017)	16,900	4.1	1.6	0.3	2.2	4.1	4.0	-0.0	10.6	10.0	2.6	60.7	35.6	25.1	
30(2018)	16,900	4.2	1.6	0.3	2.2	4.2	4.0	0.0	10.6	9.9	2.5	60.3	35.3	25.0	
31(2019)	16,900	4.3	1.6	0.4	2.3	4.3	4.1	0.1	10.6	9.8	2.5	60.0	35.0	25.0	
32(2020)	16,900	4.4	1.7	0.4	2.3	4.3	4.1	0.1	10.7	9.6	2.5	59.7	34.8	25.0	
37(2025)	16,900	4.9	1.8	0.6	2.5	4.6	4.5	0.3	11.9	8.9	2.5	58.4	33.4	25.0	
42(2030)	16,900	5.4	2.0	0.6	2.7	4.9	4.8	0.5	13.9	8.7	2.7	56.9	31.9	25.0	
52(2040)	16,900	6.7	2.3	0.9	3.6	6.2	6.0	0.6	19.1	8.6	3.0	52.2	27.2	25.0	
62(2050)	16,900	8.7	2.8	1.2	4.8	8.1	8.0	0.6	25.2	8.1	3.0	51.0	26.0	25.0	
72(2060)	16,900	11.2	3.4	1.4	6.3	10.6	10.5	0.6	31.1	7.2	2.9	51.0	26.0	25.0	
82(2070)	16,900	13.7	4.1	1.7	7.9	13.2	13.2	0.4	36.1	6.0	2.7	51.0	26.0	25.0	
92(2080)	16,900	16.4	4.9	1.8	9.6	16.1	16.1	0.2	39.5	4.7	2.4	51.0	26.0	25.0	
102(2090)	16,900	19.6	6.0	1.9	11.7	19.6	19.6	-0.0	40.5	3.4	2.1	51.0	26.0	25.0	
112(2100)	16,900	23.2	7.2	1.8	14.1	23.7	23.7	-0.6	37.8	2.3	1.6	51.0	26.0	25.0	
122(2110)	16,900	27.1	8.7	1.3	17.1	28.6	28.6	-1.6	27.1	1.2	1.0	51.0	26.0	25.0	

(注1) 保険料月額とは国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。
実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、資金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26(2014)年度における保険料の額は月額15,250円である。
(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注3) 「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。

長期の経済前提		
物価上昇率		1.6%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.8%
運用 利回り	実質<対物価>	3.2%
	スプレッド<対賃金>	1.4%
経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年		0.9%
納付率の前提		
2018年度~		65%
	所得代替率 (給付水準 調整終了後)	給付水準 調整 終了年度
一元化モデル	51.0%	2043
	比例	25.0% 2018
	基礎	26.0% 2043
(従来モデル)	(52.1%)	

第1-2-17表 厚生年金の財政見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE（変動なし）

(参考)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計			取支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎	比例	%							
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%	
26(2014)	17.474	42.5 (36.5)	30.5 (25.9)	2.3 (2.0)	9.5 (8.5)	46.6 (39.9)	18.0 (15.9)	-4.1 (-3.4)	172.5 (145.9)	172.5 (145.9)	3.8 (3.7)	62.7	36.8	25.9	
27(2015)	17.828	45.1 (38.7)	31.7 (27.0)	3.2 (2.7)	9.9 (8.8)	48.0 (41.1)	18.8 (16.6)	-2.9 (-2.4)	169.6 (143.6)	168.7 (142.8)	3.6 (3.6)	62.0	36.4	25.6	
28(2016)	18.182	47.3	33.2	3.6	10.2	49.2	19.4	-1.8	167.8	162.8	3.5	61.4	36.0	25.4	
29(2017)	18.300	49.8	34.8	4.3	10.4	50.1	19.9	-0.3	167.5	159.3	3.4	60.7	35.6	25.1	
30(2018)	18.300	52.3	36.3	5.1	10.6	50.7	20.3	1.5	169.0	157.6	3.3	60.1	35.3	24.8	
31(2019)	18.300	54.8	37.8	6.0	10.8	51.4	20.8	3.4	172.4	158.3	3.3	59.7	35.0	24.6	
32(2020)	18.300	57.3	39.3	6.8	11.0	52.3	21.2	5.0	177.3	159.2	3.3	59.3	34.8	24.5	
37(2025)	18.300	67.9	46.5	9.4	12.0	57.7	23.5	10.2	220.8	165.7	3.6	58.0	33.4	24.5	
42(2030)	18.300	75.5	51.4	11.3	12.7	62.2	25.1	13.3	281.9	184.1	4.3	56.5	31.9	24.5	
52(2040)	18.300	89.5	57.7	16.9	14.9	77.8	29.8	11.7	416.1	212.3	5.2	51.8	27.2	24.5	
62(2050)	18.300	103.6	64.6	21.1	17.9	94.5	35.8	9.1	518.3	206.6	5.4	50.6	26.0	24.5	
72(2060)	18.300	117.9	72.6	24.5	20.8	110.9	41.7	7.0	599.5	186.7	5.3	50.6	26.0	24.5	
82(2070)	18.300	130.7	80.4	26.5	23.8	128.0	47.6	2.8	646.2	157.2	5.0	50.6	26.0	24.5	
92(2080)	18.300	142.1	88.7	26.5	26.9	145.4	53.8	-3.2	643.1	122.2	4.4	50.6	26.0	24.5	
102(2090)	18.300	152.6	98.8	24.0	29.8	161.7	59.6	-9.1	578.8	85.9	3.6	50.6	26.0	24.5	
112(2100)	18.300	160.9	109.4	18.5	33.1	179.9	66.1	-19.0	439.0	50.9	2.5	50.6	26.0	24.5	
122(2110)	18.300	165.1	120.8	7.5	36.8	200.3	73.6	-35.2	165.1	15.0	1.0	50.6	26.0	24.5	

(注1) 厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む。被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見直しである。
(注2) 平成27年度以前は、被用者年金一元化前(～H27.9)の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、()内は旧厚生年金の収支の見直しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。

長期の経済前提		
物価上昇率		1.2%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.3%
運用 利回り	実質<対物価>	3.0%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年		0.4%
	所得代替率 (給付水準 調整終了後)	給付水準 調整 終了年度
一元化モデル	50.6%	2043
	比例	24.5% 2020
	基礎	26.0% 2043
(従来モデル)	(51.6%)	

第1-2-18表 国民年金の財政見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE（変動なし）

(参考)

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計			取支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎	比例	%							
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%	
26(2014)	16,100	3.8	1.6	0.1	2.1	4.0	3.8	-0.2	10.8	10.8	2.8	62.7	36.8	25.9	
27(2015)	16,380	3.9	1.6	0.2	2.1	4.0	3.9	-0.1	10.7	10.6	2.7	62.0	36.4	25.6	
28(2016)	16,660	4.0	1.6	0.2	2.2	4.1	3.9	-0.1	10.6	10.3	2.6	61.4	36.0	25.4	
29(2017)	16,900	4.1	1.6	0.3	2.2	4.1	4.0	-0.1	10.6	10.0	2.6	60.7	35.6	25.1	
30(2018)	16,900	4.2	1.6	0.3	2.2	4.2	4.0	0.0	10.6	9.9	2.5	60.1	35.3	24.8	
31(2019)	16,900	4.3	1.6	0.4	2.3	4.3	4.1	0.1	10.6	9.8	2.5	59.7	35.0	24.6	
32(2020)	16,900	4.4	1.7	0.4	2.3	4.3	4.1	0.1	10.7	9.6	2.5	59.3	34.8	24.5	
37(2025)	16,900	4.9	1.8	0.5	2.5	4.6	4.4	0.3	11.8	8.8	2.5	58.0	33.4	24.5	
42(2030)	16,900	5.1	1.9	0.5	2.7	4.8	4.6	0.4	13.4	8.8	2.7	56.5	31.9	24.5	
52(2040)	16,900	5.9	2.0	0.7	3.2	5.6	5.5	0.3	17.0	8.7	3.0	51.8	27.2	24.5	
62(2050)	16,900	7.1	2.2	0.8	4.0	6.8	6.7	0.3	20.3	8.1	3.0	50.6	26.0	24.5	
72(2060)	16,900	8.2	2.5	0.9	4.8	8.0	8.0	0.2	22.8	7.1	2.8	50.6	26.0	24.5	
82(2070)	16,900	9.2	2.8	1.0	5.4	9.1	9.0	0.1	24.3	5.9	2.7	50.6	26.0	24.5	
92(2080)	16,900	10.1	3.1	1.0	6.1	10.2	10.1	-0.1	24.5	4.7	2.4	50.6	26.0	24.5	
102(2090)	16,900	11.2	3.4	1.0	6.8	11.4	11.3	-0.2	23.1	3.4	2.1	50.6	26.0	24.5	
112(2100)	16,900	12.1	3.8	0.8	7.5	12.6	12.5	-0.5	19.9	2.3	1.6	50.6	26.0	24.5	
122(2110)	16,900	13.0	4.2	0.6	8.3	13.9	13.9	-0.9	13.0	1.2	1.0	50.6	26.0	24.5	

(注1) 保険料月額とは国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。
実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、資金の伸び(円)に基づき改定されるものであり、平成26(2014)年度における保険料の額は月額15,250円である。
(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注3) 「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。

長期の経済前提		
物価上昇率	1.2%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.3%	
運用 利回り	実質<対物価>	3.0%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年	0.4%	
納付率の前提		
2018年度~	65%	
一元化モデル	所得代替率 (給付水準 調整終了後)	給付水準 調整 終了年度
	比例	2020
	基礎	2043
	(従来モデル)	(51.6%)

第1-2-19表 厚生年金の財政見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG（変動なし）

—機械的に給付水準調整を進めた場合—

(参考)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計				支出合計			取支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎	比例	%							
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%	
26(2014)	17.474	42.2 (36.1)	30.1 (25.6)	2.3 (2.0)	9.5 (8.4)	46.6 (39.9)	18.0 (15.8)	-4.4 (-3.7)	172.0 (145.4)	172.0 (145.4)	3.8 (3.7)	62.7	36.8	25.9	
27(2015)	17.828	43.9 (37.6)	31.0 (26.3)	2.7 (2.3)	9.8 (8.7)	48.0 (41.0)	18.7 (16.4)	-4.1 (-3.4)	168.0 (142.0)	167.1 (141.3)	3.6 (3.5)	62.0	36.4	25.6	
28(2016)	18.182	45.7	32.2	3.1	10.1	48.9	19.2	-3.2	164.7	159.8	3.4	61.3	36.0	25.3	
29(2017)	18.300	47.3	33.4	3.4	10.2	49.4	19.6	-2.1	162.6	155.3	3.3	60.7	35.7	25.1	
30(2018)	18.300	48.8	34.4	3.9	10.3	49.9	19.8	-1.1	161.5	152.5	3.3	60.5	35.5	25.0	
31(2019)	18.300	50.2	35.2	4.3	10.4	50.1	20.0	0.1	161.6	151.4	3.2	59.9	35.2	24.7	
32(2020)	18.300	51.4	36.0	4.7	10.5	50.4	20.3	1.0	162.6	150.1	3.2	59.4	34.9	24.5	
37(2025)	18.300	55.8	39.3	5.5	10.9	51.8	21.3	4.0	177.8	144.5	3.4	56.7	33.4	23.3	
42(2030)	18.300	58.6	41.2	6.1	11.2	52.9	22.1	5.7	203.6	149.4	3.7	53.8	31.8	22.1	
52(2040)	18.300	63.5	43.5	7.6	12.5	61.0	24.9	2.5	248.8	151.2	4.0	48.8	26.9	21.9	
62(2050)	18.300	66.7	46.0	8.0	12.7	65.9	25.4	0.8	261.2	131.5	4.0	44.3	22.4	21.9	
72(2060)	18.300	69.4	48.7	8.2	12.4	68.7	24.9	0.6	270.1	112.7	3.9	42.0	20.1	21.9	
82(2070)	18.300	71.9	50.9	8.2	12.8	72.8	25.7	-1.0	267.2	92.3	3.7	42.0	20.1	21.9	
92(2080)	18.300	73.9	52.9	7.6	13.3	76.8	26.7	-2.9	247.3	70.8	3.3	42.0	20.1	21.9	
102(2090)	18.300	76.0	55.6	6.5	13.8	80.0	27.6	-4.0	211.6	50.2	2.7	42.0	20.1	21.9	
112(2100)	18.300	77.4	58.0	5.0	14.4	83.8	28.8	-6.3	160.1	31.5	2.0	42.0	20.1	21.9	
122(2110)	18.300	78.1	60.4	2.5	15.1	87.9	30.3	-9.8	78.1	12.7	1.0	42.0	20.1	21.9	

(注1) 厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しである。
(注2) 平成27年度以前は、被用者年金一元化前(～H27.9)の共済年金の厚生年金相当分の取支を含む。ただし、()内は旧厚生年金の取支の見通しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。

長期の経済前提		
物価上昇率	0.9%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.0%	
運用 利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.2%
経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年	-0.2%	
一元化モデル	所得代替率 (給付水準 調整終了後)	給付水準 調整 終了年度
	比例	2031
	基礎	2058
	(従来モデル)	(42.8%)
所得代替率50%到達年度	2038	

第1-2-20表 国民年金の財政見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG（変動なし）

－機械的に給付水準調整を進めた場合－

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度 価格)	積立 割合	所得代替率		
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金	基礎	比例					%		
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
26(2014)	16,100	3.9	1.6	0.1	2.1	4.0	3.8	-0.2	10.8	10.8	2.7	62.7	36.8	25.9
27(2015)	16,380	4.0	1.6	0.2	2.2	4.1	4.0	-0.2	10.6	10.6	2.6	62.0	36.4	25.6
28(2016)	16,660	4.1	1.6	0.2	2.2	4.2	4.0	-0.1	10.5	10.2	2.5	61.3	36.0	25.3
29(2017)	16,900	4.2	1.7	0.2	2.3	4.3	4.1	-0.1	10.4	9.9	2.4	60.7	35.7	25.1
30(2018)	16,900	4.3	1.7	0.2	2.3	4.4	4.2	-0.1	10.3	9.7	2.4	60.5	35.5	25.0
31(2019)	16,900	4.4	1.7	0.3	2.4	4.4	4.3	-0.1	10.3	9.6	2.3	59.9	35.2	24.7
32(2020)	16,900	4.4	1.7	0.3	2.4	4.5	4.3	-0.1	10.2	9.4	2.3	59.4	34.9	24.5
37(2025)	16,900	4.8	1.9	0.3	2.6	4.8	4.6	0.0	10.2	8.3	2.1	56.7	33.4	23.3
42(2030)	16,900	5.1	2.0	0.3	2.8	5.1	5.0	0.0	10.3	7.5	2.0	53.8	31.8	22.1
52(2040)	16,900	5.5	2.0	0.3	3.2	5.7	5.6	-0.2	9.3	5.6	1.7	48.8	26.9	21.9
62(2050)	16,900	5.7	2.1	0.2	3.4	5.9	5.8	-0.2	7.2	3.6	1.3	44.3	22.4	21.9
72(2060)	16,900	5.9	2.3	0.2	3.4	5.9	5.8	-0.0	6.4	2.7	1.1	42.0	20.1	21.9
82(2070)	16,900	6.1	2.3	0.2	3.6	6.1	6.0	-0.0	6.2	2.1	1.0	42.0	20.1	21.9
92(2080)	16,900	6.3	2.4	0.2	3.7	6.3	6.2	-0.0	6.1	1.7	1.0	42.0	20.1	21.9
102(2090)	16,900	6.6	2.6	0.2	3.9	6.6	6.5	0.0	6.3	1.5	0.9	42.0	20.1	21.9
112(2100)	16,900	6.9	2.7	0.2	4.0	6.9	6.8	0.1	6.7	1.3	1.0	42.0	20.1	21.9
122(2110)	16,900	7.2	2.7	0.2	4.2	7.2	7.1	0.0	7.2	1.2	1.0	42.0	20.1	21.9

(注1)保険料月額とは国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。
 実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26(2014)年度における保険料の額は月額15,250円である。
 (注2)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する比率である。
 (注3)「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。

長期の経済前提	
物価上昇率	0.9%
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.0%
運用 利回り	実質<対物価> 2.2%
	スプレッド<対賃金> 1.2%
経済成長率(実質<対物価>)	2024年度以降20~30年 -0.2%
納付率の前提	
2018年度～	65%
一元化モデル	所得代替率(給付水準調整終了年度) 42.0% 2058
	比例 21.9% 2031
	基礎 20.1% 2058
(従来モデル)	(42.8%)
所得代替率50%到達年度	2038

(3) 基礎年金の財政見通し

基礎年金の財政は、毎年度の基礎年金給付費を国民年金と厚生年金からの拠出金で賄う仕組みであり、拠出金は基礎年金拠出金算定対象者数の比率で案分され、原則としてその半分が国庫負担となる。

人口の前提が中位推計、経済前提がケースC、ケースE、ケースGについて、基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを示したものが、第1-2-21表～第1-2-23表である。なお、ケースGについては、下限を越えて機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

基礎年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加する一方で、20～59歳人口の減少に伴い基礎年金拠出金算定対象者数が減少を続けるなか、基礎年金拠出金算定対象者1人当たりの拠出金である拠出金単価(平成16年度価格)の推移を見ると、いずれのケースにおいても、平成26年(2014)度から2020年度前後までは上昇するが、その後、2030年度に向けて低下する見通しとなっている。これは、2020年度以降、高齢者数の増加のスピードが緩やかになる中でマクロ経済スライドによる給付水準調整が進むことによる一時的な減少と考えられる。その後、基礎年金拠出金算定対象者数の減少のスピードが加速し、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了するなか、拠出金単価は再び増加する見通しとなってい

る。

また、拠出金単価（平成16年度価格）の保険料相当額をみると、ケースC、ケースEにおいては、最終的には2万2千円台まで上昇しており、国民年金の保険料上限の16,900円に比べ相当高くなっている。この差は、おおむね国民年金において積立金を活用して給付水準を確保している部分であり、積立金が一定の役割を果たしていることが分かる。一方、ケースGにおいては、給付水準調整後の拠出金単価は1万7千円台であり、16,900円に近い。これは国民年金が完全な賦課方式に近い財政運営となっていることを表している。

ケースGでは、給付水準調整が遅れることなどにより、団塊ジュニア世代が高齢者となった後の超少子高齢社会を迎える前に積立金の大部分を活用してしまうため、少子高齢化が最も進む将来において積立金を活用できなくなっていることを意味している。

第1-2-21表 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（平成26年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC（変動なし）

長期の経済前提							一元化モデル			〔従来モデル〕							
物価上昇率		1.6%		所得代替率〔給付水準調整終了後〕		基礎		比例									
資金上昇率〔実質<対物価>〕		1.8%		51.0%		26.0%		25.0%	〔52.1%〕								
運用利回り		実質<対物価> 3.2%		2043		2043		2018									
経済成長率〔実質<対物価>〕		2024年度以降20～30年 0.9%		給付水準調整終了年度													
年度	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象者 〔平成16年度 価格〕	④ 拠出金 算定 対象者 数	⑤ 拠出金単価 〔月額〕 〔平成16年度 価格〕	⑥ 保険料相当額 〔月額〕 〔平成16年度 価格〕	年度	拠出金算定対象者数									
								計	被用者年金計			厚生年金			共済組合		
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
26 (2014)	21.8	11.1	21.5 (22.7)	53.3	(35,471)	(17,736)	26 (2014)	53.3	8.5	35.3	9.4	31.1	8.3	4.2	1.1		
27 (2015)	22.6	11.5	22.3 (23.4)	53.0	(36,782)	(18,391)	27 (2015)	53.0	8.3	35.4	9.3	31.2	8.2	4.2	1.1		
28 (2016)	23.3	11.9	23.0 (23.5)	52.7	(37,184)	(18,592)	28 (2016)	52.7	8.1	35.5	9.1	(31.4)	(8.0)	(4.2)	(1.1)		
29 (2017)	23.9	12.2	23.5 (23.6)	52.6	(37,423)	(18,711)	29 (2017)	52.6	8.0	35.7	8.9	(31.6)	(7.9)	(4.2)	(1.0)		
30 (2018)	24.3	12.4	23.9 (23.6)	52.5	(37,387)	(18,694)	30 (2018)	52.5	8.0	35.8	8.7	(31.6)	(7.7)	(4.2)	(1.0)		
31 (2019)	24.8	12.6	24.4 (23.7)	52.2	(37,775)	(18,887)	31 (2019)	52.2	7.8	35.8	8.6	(31.7)	(7.6)	(4.2)	(1.0)		
32 (2020)	25.4	12.9	24.9 (23.6)	52.0	(37,883)	(18,941)	32 (2020)	52.0	7.7	35.9	8.4	(31.7)	(7.5)	(4.2)	(1.0)		
37 (2025)	28.0	14.3	27.5 (21.8)	50.3	(36,094)	(18,047)	37 (2025)	50.3	7.2	35.5	7.6	(31.4)	(6.8)	(4.1)	(0.9)		
42 (2030)	30.6	15.6	29.9 (19.9)	47.6	(34,873)	(17,436)	42 (2030)	47.6	6.5	34.3	6.8	(30.4)	(6.0)	(3.9)	(0.8)		
52 (2040)	38.9	20.0	37.8 (18.1)	40.6	(37,067)	(18,534)	52 (2040)	40.6	5.4	29.5	5.7	(26.0)	(5.0)	(3.6)	(0.7)		
62 (2050)	51.0	26.2	49.4 (16.9)	35.5	(39,619)	(19,810)	62 (2050)	35.5	4.7	25.8	5.0	(22.6)	(4.4)	(3.2)	(0.6)		
72 (2060)	65.7	33.9	63.6 (15.5)	31.1	(41,706)	(20,853)	72 (2060)	31.1	4.1	22.6	4.3	(19.7)	(3.8)	(2.8)	(0.6)		
82 (2070)	82.3	42.4	79.6 (13.9)	26.8	(43,358)	(21,679)	82 (2070)	26.8	3.5	19.5	3.7	(17.0)	(3.2)	(2.5)	(0.5)		
92 (2080)	101.4	52.3	98.2 (12.3)	23.0	(44,527)	(22,263)	92 (2080)	23.0	3.0	16.8	3.2	(14.6)	(2.8)	(2.2)	(0.4)		
102 (2090)	122.8	63.3	119.0 (10.7)	20.1	(44,188)	(22,094)	102 (2090)	20.1	2.7	14.6	2.8	(12.8)	(2.4)	(1.9)	(0.4)		
112 (2100)	148.7	76.7	144.1 (9.2)	17.4	(44,403)	(22,201)	112 (2100)	17.4	2.3	12.6	2.4	(11.0)	(2.1)	(1.6)	(0.3)		
122 (2110)	180.5	93.0	174.9 (8.0)	15.0	(44,776)	(22,388)	122 (2110)	15.0	2.0	10.9	2.1	(9.5)	(1.8)	(1.4)	(0.3)		

(注1) ②の基礎年金国庫負担額は、旧厚生年金と一元化する前の地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く)を完全な賦課方式で断つた場合に必要となる保険料に相当する。
(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は平成16年度価格で()内に表示している。なお、平成26(2014)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は平成16年度価格で月額16,100円であるが、実際の保険料の額は平成16年改正後の物価、資金の伸びに基づき改定されるものであるため月額15,250円となっている。
(注4) 拠出金算定対象者数の見通しの()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

オプション試算は、社会保障制度改革国民会議の報告書（平成25年8月）やこの報告書を受けて成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）において指摘された年金制度の課題について、今後の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定して実施した試算であり、法律で要請される現行制度に基づく財政検証に加えて実施したものである。

具体的には、3種類のオプション試算を実施しており、それぞれ、

①物価や賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドがフルに発動するように仕組みを見直した場合、

②被用者年金の更なる適用拡大を行った場合、

③保険料拠出期間の延長や受給開始年齢の繰り下げを行った場合

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

なお、オプション試算は、年金制度の課題の検討材料として、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

1. オプションⅠ…マクロ経済スライドの仕組みの見直し

（1）試算の前提

現行のマクロ経済スライドによる給付水準調整は、物価や賃金が上昇する局面において、年金の賃金スライドや物価スライドを抑制することにより給付水準を調整する仕組みである。したがって物価、賃金が低下している場合には、マクロ経済スライドが全く発動されない。また、物価、賃金が低下していなくとも、伸びが低い場合には、マクロ経済スライドは十分に発動しないこととなる。

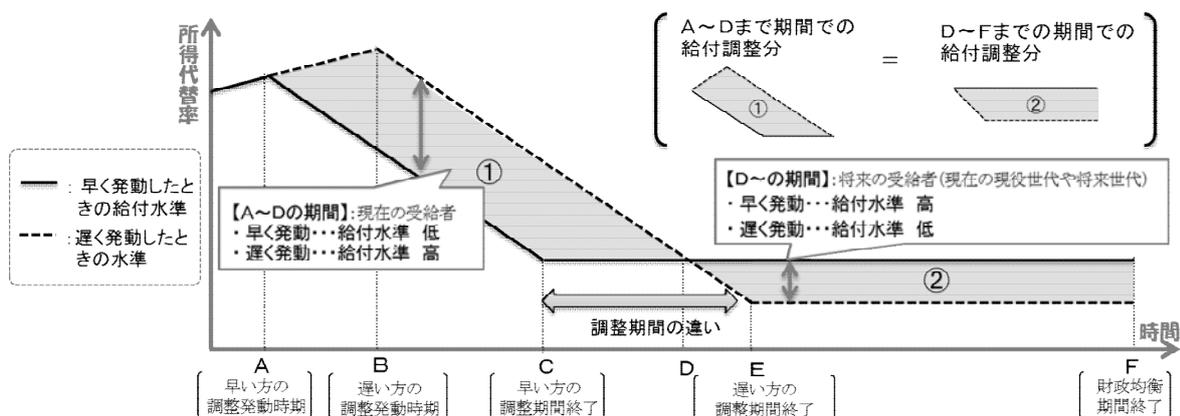
平成16年改正により財源が固定されている仕組みの下では、長期的な給付総額も固定されるため、給付水準の調整が遅れた場合は、マクロ経済スライドの調整期間を延長し、調整の遅れにより財政が悪化した分を将来の給付水準をより引き下げることにより取り戻す必要がある。（第1-3-1図）

すなわち、給付水準調整が遅れた場合、今の受給者の給付の低下を抑えるため

に、将来の受給者の給付をより抑制することを意味しており、世代間のバランスの観点から議論されるべき問題である。

そこで、このオプションでは、どのような経済状況であったとしても、マクロ経済スライドがフルに発動する仕組みとした場合、将来の給付水準がどの程度上昇するか等について試算した。

第1-3-1図 マクロ経済スライドの発動時期の違いによる最終所得代替率への影響



(2) 試算結果

人口の前提が中位推計(出生中位、死亡中位)、経済前提がケースC、ケースE、ケースG、ケースHの場合について、マクロ経済スライドがフルに発動する仕組みとした場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準、つまり、給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率がどの程度上昇するかを試算したのが、次の第1-3-2図である。

なお、この際、経済前提については、経済の変動を仮定し、平成30年度以降、物価や賃金が景気の波により、4年周期、変動幅±1.2%の変動を繰り返すものと仮定した。このような経済前提の下では、景気の底で物価や賃金の伸びが低いときに、現行の仕組みではマクロ経済スライドの発動が不十分となり、より調整が遅れることとなる。

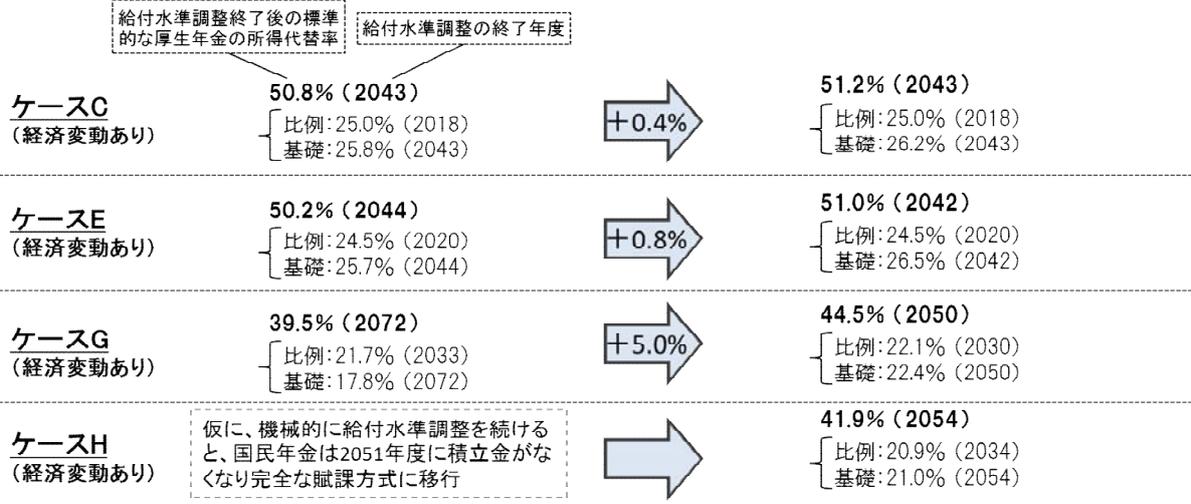
第1-3-2図 オプションI 試算結果
(マクロ経済スライドの仕組みの見直し)

(オプションI)物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合

・経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。
(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)
・上記の経済状況において、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合を試算。

物価・賃金の伸びが低い場合はマクロ経済スライドによる調整を行わない場合(現行の仕組み)

物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合



人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

試算結果は、いずれのケースも給付水準調整終了後の給付水準は改善するが、一定の成長を仮定するケースCやケースEに比べ、低成長のケースGにおいてより改善幅が大きい。ケースGでは、2072年度まで続ける見通しであった基礎年金の給付水準調整が2050年度に終了する見通しとなり、所得代替率は5.0%ポイントと大幅な改善がみられる。これは、現行制度において、低成長ケースの方が給付水準調整の遅れが大きく、フル発動することによる調整の早期化幅が大きいためである。

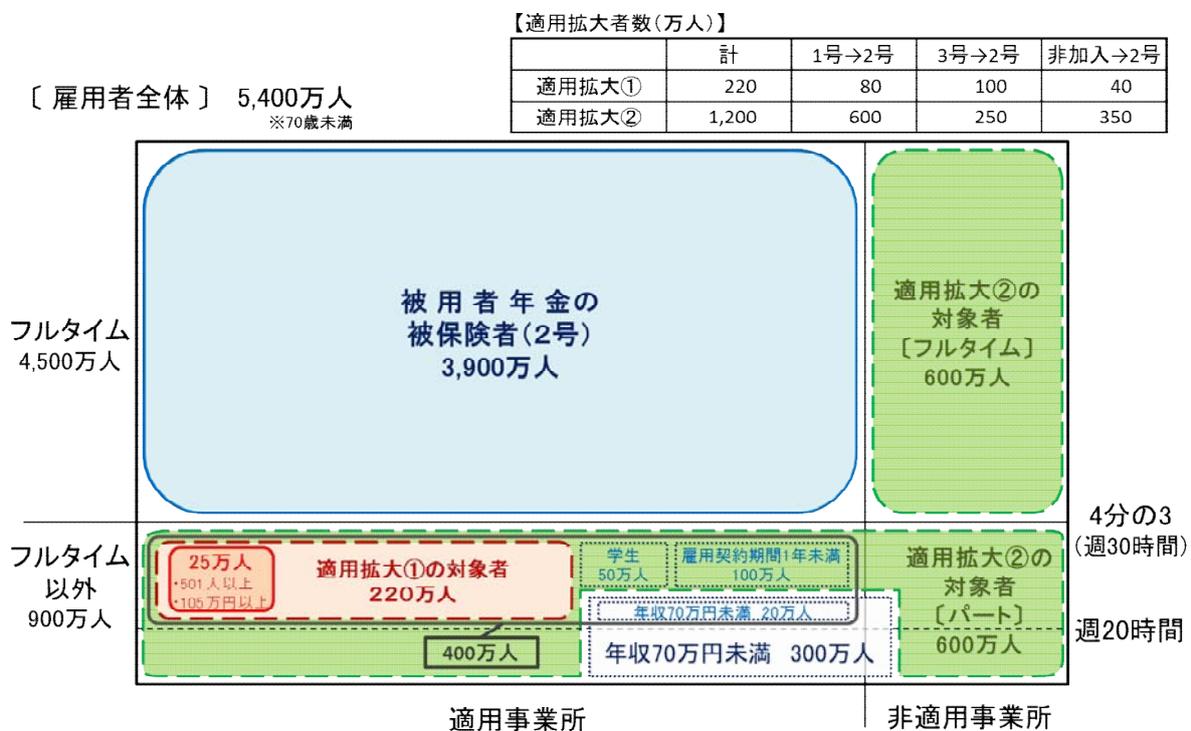
最も低成長を仮定するケースHでは、現行の仕組みでは国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行していたが、マクロ経済スライドをフル発動させることにより、積立金がなくなることなく給付水準調整を実施することができるようになる。これにより、給付水準の下限である所得代替率50%を下回ることとなるが、機械的にマクロ経済スライドによる給付水準調整を続け、2054年度に所得代替率41.9%で終了すれば、長期的な財政均衡を図ることは可能となる。

2. オプションⅡ…被用者保険の更なる適用拡大

(1) 試算の前提

被用者保険の適用拡大については、社会保障・税の一体改革において平成 28 年（2016）10 月に 25 万人ベースの適用拡大が実施されることが決定している。オプションⅡは、これを更に拡大すると仮定したものであり、適用拡大の範囲について 2 通り試算を実施した。

第 1-3-3 図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



注、「労働力調査」、「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてごく粗く推計したもの。

労働力調査を見ると、厚生年金の適用対象年齢である 70 歳未満の被用者は約 5,400 万人であるが、このうち現に厚生年金の被保険者となっている者は約 3,900 万人でその差は約 1,500 万人である。

この 1,500 万人のうち、厚生年金の適用事業所で週 20 時間以上働いている短時間労働者が 400 万人であり、これが、社会保障・税の一体改革など、これまでの適用拡大で検討対象となってきた短時間労働者である。

適用拡大①の対象者は、この 400 万人をベースに適用拡大を仮定したものであり、学生、雇用契約期間 1 年未満、年収 70 万円未満の者を除く 220 万人を新たに適用すると仮定した。

適用拡大②は、さらに適用の範囲を拡大すると仮定したものである。まず、厚生年金の適用事業所の範囲を広げ、非適用業種や従業員5人未満の個人事業所なども対象とした。さらに労働時間等の条件も無くし、年収70万円未満の者を除く全ての被用者1,200万人を新たに適用すると仮定した。適用拡大②では、現行の非適用事業所へ対象を広げることにより、短時間労働者だけでなくフルタイム労働者も適用拡大の対象となると仮定している。

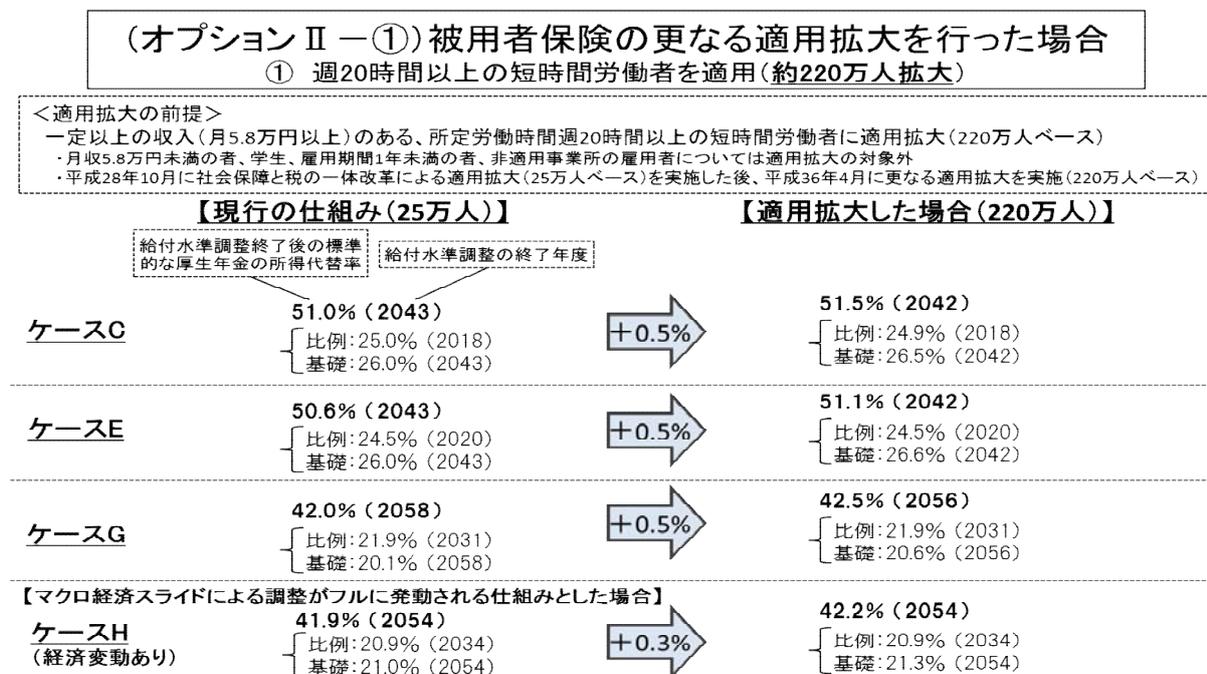
(2) 試算結果

次の第1-3-4図は適用拡大①(220万人ベース)について、第1-3-5図は適用拡大②(1,200万人ベース)について、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準、つまり給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率がどの程度上昇するかを試算したものである。

この際、人口の前提は中位推計(出生中位、死亡中位)とし、経済前提がケースC、ケースE、ケースG、ケースHの場合について試算している。

なお、ケースHについては、オプションIの制度改正及び経済変動も仮定しており、マクロ経済スライドによる調整がフル発動する仕組みとした上で、被用者保険の更なる適用拡大を仮定している。

第1-3-4図 オプションⅡ/適用拡大① 試算結果 (被用者保険の更なる適用拡大)



※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

注1: 現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.3%程度上昇する前提。

第1-3-5図 オプションⅡ／適用拡大② 試算結果
(被用者保険の更なる適用拡大)

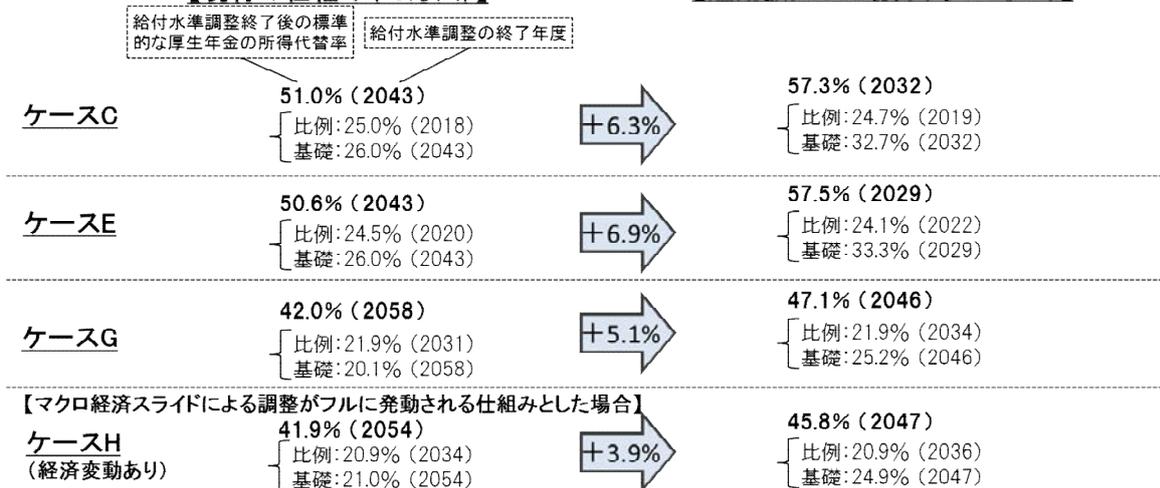
(オプションⅡ-②)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合
② 一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,200万人拡大)

<適用拡大の前提>

- 一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、全ての雇用者に適用拡大(1,200万人ベース)
- 雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
- 平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人ベース)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施(1,200万人ベース)

【現行の仕組み(25万人)】

【適用拡大した場合(1,200万人)】



※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

注1: 現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため3.3%程度上昇する前提。

試算結果はいずれの場合も、マクロ経済スライドによる調整終了後の所得代替率の改善がみられ、その改善幅は、適用拡大①で0.5%程度、適用拡大②では経済前提により4~7%ポイント程度となっており、1,200万人ベースで適用拡大を行う適用拡大②で大幅な改善がみられた。

また、いずれの場合においても基礎年金の給付水準が改善し、報酬比例年金は横ばいか若干の低下となり、1階と2階の調整期間のバランスの改善が図られている。

基礎年金の給付水準が改善する要因は第1号被保険者の減少により第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金が増加したため、給付水準を下支えする積立金効果が大きくなったものである。

一方、報酬比例部分については、基礎年金の給付水準が上昇すると、18.3%に固定された厚生年金の保険料のうち基礎年金に充てる分が大きくなり、報酬比例部分に充てる分が減るため、報酬比例部分の給付水準の低下要因となる。

しかしながら、報酬比例部分の給付水準が横ばいや若干の低下に留まっているのは、

- ・適用拡大②の新たに適用となる被保険者の半分の600万人はフルタイム労働者で一定の保険料負担が可能であること、
- ・第3号被保険者であった者が被用者保険に適用され新たに保険料を拠出する

ようになったこと、
が影響しており、その結果、基礎年金と報酬比例年金を合わせた、標準的な厚生年金の所得代替率が大幅に改善しているものである。

3. オプションⅢ…保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

(1) 試算の前提

基礎年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を拠出し、65歳から年金を受給する仕組みであり、40年を超えて保険料を拠出できない仕組みとなっている。

現行制度に基づく財政検証結果では、我が国の経済の再生を前提とするケースでも基礎年金のマクロ経済スライドは約30年におよび、基礎年金の水準低下が課題であることが明らかとなった。

また、賦課方式を基本とする現行の年金制度において、少子高齢化が進む中で、一定の給付水準を確保するためには、女性や高齢者の労働参加を進め、一定の経済成長を確保することが重要であることも明らかになったところである。

そこで、オプションⅢでは、寿命が延長する中でより長く働き保険料を拠出することを進めるため、高齢期の保険料拠出がより年金額に反映するよう、基礎年金の仕組みを改め、45年まで保険料を拠出することを可能とし、拠出期間の延びに合わせ基礎年金が増額する仕組みに改めた場合の影響を試算した。

さらに、65歳を超えて働く者が繰り下げ受給を選んだ際、繰り下げ受給が年金額の増加に結びつくよう、65歳以上の在職老齢年金を廃止することも仮定した。

また、以上の制度改正を前提とした上で、個人の選択として65歳以降も就労し、それに合わせて受給開始年齢を繰り下げた場合に、どの程度の給付水準を確保できるかも試算した。

(2) 試算結果

上記の基礎年金の保険料拠出期間の延長等の制度改正を前提としたうえで、保険料拠出期間を40年から45年に延長した場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率がどの程度上昇するかを試算した結果が次の第1-3-6図である。

人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位）とし、経済前提がケースC、ケースE、ケースG、ケースHの場合について試算している。ケースHについては、オプションⅠの制度改正及び経済変動も仮定している。

第1-3-6図 オプションⅢ 試算結果①

(高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合)

(オプションⅢ) 高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合

<年金制度の見直しの前提>

○基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。

- ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
- ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

○65歳以上の在職老齢年金を廃止。

現行の仕組み		拠出期間の延長に合わせて基礎年金を増額	
40年拠出モデル(65歳受給開始)		45年拠出モデル(65歳受給開始)	
給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		
ケースC	51.0% (2043) 〔比例: 25.0% (2018) 基礎: 26.0% (2043)〕	→ +6.6%	57.6% (2042) 〔比例: 27.6% (2020) 基礎: 30.0% (2042)〕
ケースE	50.6% (2043) 〔比例: 24.5% (2020) 基礎: 26.0% (2043)〕	→ +6.5%	57.1% (2042) 〔比例: 27.2% (2022) 基礎: 30.0% (2042)〕
ケースG	42.0% (2058) 〔比例: 21.9% (2031) 基礎: 20.1% (2058)〕	→ +6.4%	48.4% (2053) 〔比例: 24.1% (2033) 基礎: 24.3% (2053)〕
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】			
ケースH (経済変動あり)	41.9% (2054) 〔比例: 20.9% (2034) 基礎: 21.0% (2054)〕	→ +6.0%	47.9% (2051) 〔比例: 23.0% (2035) 基礎: 24.9% (2051)〕

※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

試算結果は、保険料拠出が40年から45年に5年間伸びた影響により、おおむね45/40給付水準が上昇する結果となっている。これによりケースGやケースHのような低成長ケースにおいても40%台後半の給付水準を確保することができる見通しとなった。

また、基礎年金と報酬比例年金それぞれの影響をみると、基礎年金はマクロ経済スライドの終了年度が早まり、所得代替率も保険料拠出の延長(45/40)以上に上昇している一方、報酬比例年金はマクロ経済スライドの終了年度が遅くなり上昇幅は拠出期間の延長(45/40)より小さい。

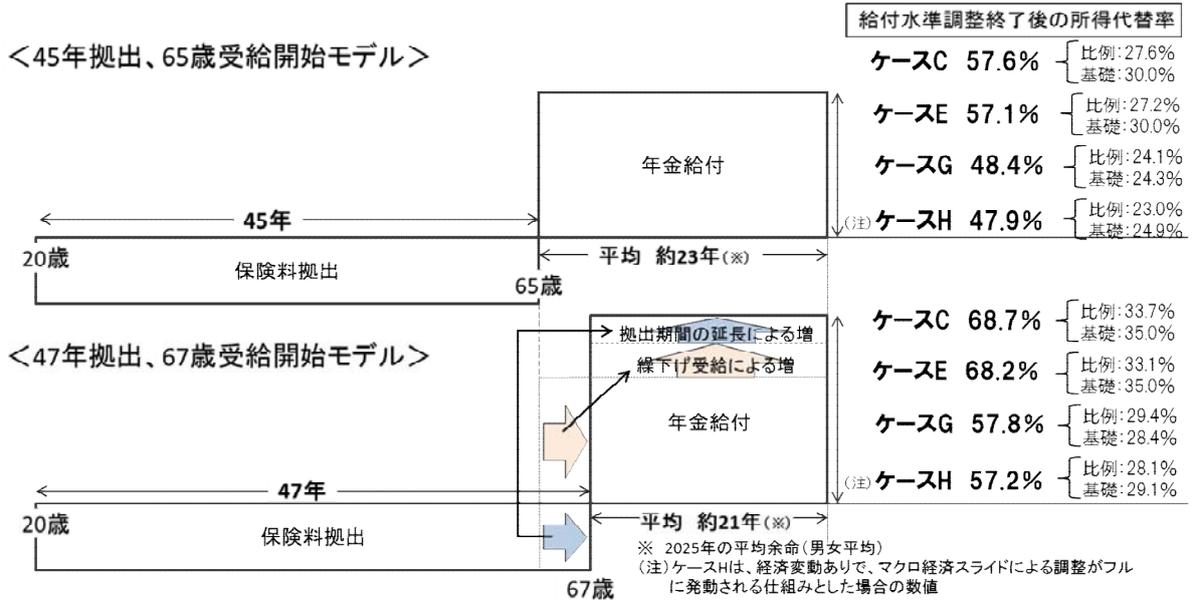
基礎年金の給付水準の上昇が大きい要因は、保険料拠出期間の延長に伴い、基礎年金の支え手が増加するのに対し、給付の増加は遅れて生じるため、一時的に1人当たりの基礎年金拠出額(拠出金単価)が低下し国民年金財政が改善するためである。報酬比例年金については、基礎年金の改善により報酬比例年金に充てられる厚生年金の保険料が減少すること及び65歳以上の在職老齢年金の廃止を仮定していることから所得代替率の上昇幅が抑えられているためである。

第1-3-7図 オプションⅢ 試算結果②-1

(退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇)

(オプションⅢ)退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇

- 65歳以上の就労者の増加が見込まれることから、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- 高齢で働く者の保険料拠出がより年金額に反映するよう、次の制度改革を前提とした。
 - ・基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・65歳以上の在職老齢年金を廃止。



第1-3-8図 オプションⅢ 試算結果②-2

(退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇)

(オプションⅢ)退職年齢と受給開始年齢を65~70歳とした場合の給付水準の変化

退職年齢及び受給開始年齢	保険料 拠出期間	ケースC		ケースE		ケースG		ケースH(経済変動あり)注2	
		給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分
65歳	45年	57.6%	—	57.1%	—	48.4%	—	47.9%	—
66歳	46年	63.1%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	62.6%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	53.1%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.1%)	52.5%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.0%)
67歳	47年	68.7%	+11.1% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.7%)	68.2%	+11.0% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.6%)	57.8%	+9.4% (拠出期間増:+1.3% 繰下げ増額:+8.1%)	57.2%	+9.3% (拠出期間増:+1.2% 繰下げ増額:+8.1%)
68歳	48年	74.4%	+16.8% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.5%)	73.8%	+16.7% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.4%)	62.6%	+14.2% (拠出期間増:+2.0% 繰下げ増額:+12.2%)	61.9%	+14.0% (拠出期間増:+1.9% 繰下げ増額:+12.1%)
69歳	49年	80.2%	+22.6% (拠出期間増:+3.3% 繰下げ増額:+19.4%)	79.6%	+22.4% (拠出期間増:+3.2% 繰下げ増額:+19.2%)	67.6%	+19.1% (拠出期間増:+2.9% 繰下げ増額:+16.3%)	66.8%	+18.8% (拠出期間増:+2.7% 繰下げ増額:+16.1%)
70歳	50年	86.2%	+28.6% (拠出期間増:+4.4% 繰下げ増額:+24.2%)	85.4%	+28.3% (拠出期間増:+4.3% 繰下げ増額:+24.0%)	72.6%	+24.1% (拠出期間増:+3.8% 繰下げ増額:+20.3%)	71.7%	+23.8% (拠出期間増:+3.6% 繰下げ増額:+20.1%)

注1:増分の()内は、増分を保険料拠出期間の増加による影響と繰下げ受給による影響に要因分解したもの

2:ケースHは、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値

また、上記の制度改正を前提とした上で、さらに、個人の選択として65歳以降も就労し、それに合わせて受給開始年齢を繰り下げた場合に、どの程度の給付水準を確保できるかを試算したのが第1-3-7図、第1-3-8図である。保険料拠出期間の延長と受給開始年齢の繰り下げ(受給期間の短縮)の効果により、給付水準は上昇し、最も低成長のケースHであっても、マクロ経済スライドをフルに発動する仕組みとした上で、66歳まで保険料を拠出し、受給開始年齢を66歳まで繰り下げると、所得代替率50%を確保できる見通しとなった。